明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

官報

令和６年
１２月
目　録

発行所
独立行政法人国立印刷局

本紙　第一三五八号から第一三七七号まで
号外　第二八〇号から第三〇五号まで　特第五四号から特第五五号まで

※　法律・政令・条約については、それぞれの公布の日に「法令のあらまし」が掲載されています。

◎凡例
1.件名の上のゴシック数字は番号を示す。
2.件名の下の数字のうち、上段は掲載日、中段のアラビア数字は号外番号、下段はページを示す。

法律

		日	号外	ページ
七一	地方交付税法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律	二三		二
七二	一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律	二五	三〇〇	五
七三	特別職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律	二五	三〇〇	一三
七四	国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律	二五	三〇〇	一三
七五	国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律	二五	三〇〇	一三
七六	裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律	二五	三〇〇	一三
七七	検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律	二五	三〇〇	一四
七八	防衛省の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律	二五	三〇〇	一六
七九	国家公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律	二五	三〇〇	一六
八〇	国会職員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律	二五	三〇〇	一四
八一	国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律	二五	三〇〇	一四
		二七	三〇三	四

政令

		日	号外	ページ
三五五	野菜生産出荷安定法施行令の一部を改正する政令	四		二
三五六	公害紛争処理法施行令の一部を改正する政令	四		二
三五七	検疫法施行令の一部を改正する政令	四		二
三五八	地方公営企業法施行令の一部を改正する政令	六	二八四	二
三五九	石油コンビナート等特別防災区域を指定する政令の一部を改正する政令	六	二八四	二
三六〇	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行令の一部を改正する政令	六	二八四	三
三六一	商品先物取引法施行令の一部を改正する政令	六	二八四	三
三六二	情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令	六	二八四	四
三六三	再生医療等の安全性の確保等に関する法律及び臨床研究法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令	六	二八四	四
三六四	再生医療等の安全性の確保等に関する法律施行令の一部を改正する政令	六	二八四	四
三六五	建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令	六	二八四	四
		一一	二八七	二
三六六	建設業法施行令及び国立大学法人法施行令の一部を改正する政令	一一	二八七	二
三六七	労働保険審査官及び労働保険審査会法施行令の一部を改正する政令	一一	二八七	三
三六八	地域における生物の多様性の増進のための活動の促進等に関する法律の施行期日を定める政令	一一	二八七	三
三六九	地域における生物の多様性の増進のための活動の促進等に関する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令	一一	二八七	三
三七〇	都市再生緊急整備地域及び特定都市再生緊急整備地域を定める政令の一部を改正する政令	一一	二八七	四
三七一	海上運送法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令	一三	二八九	三
三七二	海上運送法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整理等に関する政令	一三	二八九	六
三七三	消費生活用製品安全法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令	一三	二八九	七
三七四	消費生活用製品安全法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令	一三	二八九	八
三七五	生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令	一三	二八九	八
		一二	二八九	一二
三七六	スマートフォンにおいて利用される特定ソフトウェアに係る競争の促進に関する法律第三条第一項の事業の規模を定める政令	一三	二八九	一二
三七七	在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令	一八	二九三	三
三七八	民事訴訟法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令	一八	二九三	三
三七九	民事訴訟法等の一部を改正する法律附則第四条の政令で定める日を定める政令	一八	二九三	三
三八〇	沖縄振興特別措置法施行令の一部を改正する政令	一八	二九三	三
三八一	計量法関係手数料令の一部を改正する政令	一八	二九三	三
三八二	化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令の一部を改正する政令	一八	二九三	四
三八三	旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者等に対する補償金等の支給等に関する法律に基づき都道府県に交付する事務費に関する政令	一八	二九三	四
三八四	旧優生保護法補償金等認定審査会令	一八	二九三	四
三八五	旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者等に対する補償金等の支給等に関する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令	一八	二九三	五

三八六　内閣府本府組織令の一部を改正する政令　二〇　295　二
三八七　義務教育費国庫負担法第二条ただし書及び第三条ただし書の規定に基づき教職員の給与及び報酬等に要する経費の国庫負担額の最高限度を定める政令の一部を改正する政令　二〇　295　二
三八八　社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する政令の一部を改正する政令　二〇　295　二
三八九　補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令の一部を改正する政令　二〇　295　三
三九〇　電気工事士法施行令の一部を改正する政令　二五　300　一兜
三九一　防衛省の職員の給与等に関する法律施行令の一部を改正する政令　二五　300　一兜
三九二　令和六年九月二十日から同月二十三日までの間の豪雨による災害についての総合法律支援法第三十条第一項第四号の規定による指定等に関する政令　二五　300　一吾
三九三　在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の額、住居手当に係る控除額及び限度額並びに子女教育手当に係る自己負担額を定める政令の一部を改正する政令　二五　300　一吾
三九四　消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令の一部を改正する政令　二七　303　四
三九五　新たな事業の創出及び産業への投資を促進するための産業競争力強化法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令　二七　303　五
三九六　投資事業有限責任組合契約に関する法律施行令の一部を改正する政令　二七　303　六
三九七　令和六年能登半島地震による災害についての災害対策基本法第百二条第一項の政令で定める年度等を定める政令の一部を改正する政令　二七　303　六
三九八　令和六年能登半島地震による災害についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令の一部を改正する政令　二七　303　六
三九九　中小企業等協同組合法施行令及び中小企業団体の組織に関する法律施行令の一部を改正する政令　二七　303　七
四〇〇　漁業法及び特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令　二七　303　八
四〇一　漁業法及び特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令　二七　303　八
四〇二　水銀による環境の汚染の防止に関する法律施行令の一部を改正する政令　二七　303　九
四〇三　子ども・子育て支援法施行令の一部を改正する政令　二七　303　一一

最高裁規則

一六　裁判官の報酬等に関する規則の一部を改正する規則　二五　300　一吾

府令

一一〇　**○内閣府**　母体保護法施行規則の一部を改正する内閣府令　六　284　五

一一一　健康増進法に規定する特別用途表示の許可等に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令　一〇　286　一
一一二　公正取引委員会事務総局組織規則の一部を改正する内閣府令　一八　293　六
一一三　児童福祉法施行規則の一部を改正する内閣府令　二六　302　二
一一四　旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者等に対する補償金等の支給等に関する法律施行規則　二六　302　三
一一五　社会保険診療報酬支払基金の支援納付金関係業務に係る業務方法書に記載すべき事項を定める内閣府令　二六　302　六
一一六　社会保険診療報酬支払基金の支援納付金関係業務に係る財務及び会計に関する内閣府令　二六　302　六
一一七　大規模地震対策特別措置法施行規則等の一部を改正する内閣府令　二七　303　一一
一一八　母子保健法施行規則の一部を改正する内閣府令　二七　303　一二

府令・省令

一九　**○内閣府、総務省、財務省**　物価高騰対策給付金に係る差押禁止等に関する法律施行規則の一部を改正する命令　一七　特55　一
二〇　**○内閣府、厚生労働省**　独立行政法人福祉医療機構の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する命令の一部を改正する命令　二六　302　八
二一　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する命令　二七　303　一七
二二　**○内閣府、農林水産省、経済産業省**　消費生活用製品安全法施行規則の一部を改正する命令　二七　303　一七
二三　**○内閣府、国土交通省**　住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則の一部を改正する命令　二七　303　一八

省令

二四　**○総務省**　携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律施行規則等の一部を改正する省令　二　280　二
二五　住民基本台帳法別表第一から別表第六までの総務省令で定める事務を定める省令の一部を改正する省令　二　280　四
二六　地方独立行政法人法別表及び地方独立行政法人法施行令第五条第一項の総務省令で定める事務を定める省令の一部を改正する省令　二　280　八
二七　電気通信事業法施行規則の一部を改正する省令　五　二　280
二八　工事担任者規則の一部を改正する省令　二　一一　287
二九　消防法施行規則の一部を改正する省令　四　一三
三〇　電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令　一　一六　291
三一　電波法施行規則等の一部を改正する省令　二　一七　292

一一二　特別交付税に関する省令の一部を改正する省令　一九　294　二
一一三　無線局（基幹放送局を除く。）の開設の根本的基準等の一部を改正する省令　二〇　296　二
一一四　電気通信事業報告規則等の一部を改正する省令　二〇　296　一七
一一五　普通交付税に関する省令の一部を改正する省令　二四　299　一
一一六　地方財政法第三十三条の五の二第一項の額の算定方法を定める省令の一部を改正する省令　二四　299　二一
一一七　令和六年度分の地方交付税の交付額の特例に関する省令　二四　299　二三
一一八　電波法施行規則の一部を改正する省令　二六　302　八
一一九―一二一　電波法施行規則等の一部を改正する省令　二七　303　一九
一二二　電気通信事業法施行規則の一部を改正する省令　二七　303　五二
一二三　地方財政法第三十二条に規定する事業を定める省令の一部を改正する省令　二七　303　五三
一二四　災害対策基本法第百二条第一項の徴収金等の範囲を定める省令の一部を改正する省令　二七　303　五三

四　○総務省、外務省

在外選挙人名簿及び在外投票人名簿に関する事務についての領事官の管轄区域を定める省令の一部を改正する省令　二七　303　五四

○総務省、財務省

六　令和六年度における地方公共団体金融機構法附則第十四条の規定により国に帰属させるものとする金額を定める省令の一部を改正する省令　二三　四

七

租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の施行に関する省令の一部を改正する省令　二七　303　五五

総務省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省、環境省、防衛省

二　化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令附則第三項の表PFOS又はその塩の項、PFOA又はその塩の項又はPFHxS若しくはその異性体又はこれらの塩の項に規定する消火器、消火器用消火薬剤及び泡消火薬剤に関する技術上の基準を定める省令の一部を改正する省令　一〇　二

○法務省

四七　不動産登記規則の一部を改正する省令　二　二

四八　刑事確定訴訟記録法施行規則の一部を改正する省令　二〇　二

○外務省

一九　旅券法施行規則の一部を改正する省令　一一　287　五

○財務省

六七　外国為替に関する省令等の一部を改正する省令　二　280　一一

六八　外国為替に関する省令の一部を改正する省令　一二　二

六九　国家公務員共済組合法施行規則の一部を改正する省令　一八　二

七〇　○文部科学省

国家公務員等の旅費支給規程の一部を改正する省令　二〇　295　四

三三　○文部科学省

学校教育法施行規則の一部を改正する省令　一三　289　一三

三四　認証評価機関の認証の申請及び届出に係る手続等に関する規則　一三　289　一四

三五　私立学校教職員共済法施行規則の一部を改正する省令　一八　293　六

三六　スポーツにおける使用を禁止すべき物質及び国際規約に違反する行為を定める省令の一部を改正する省令　二三　四

一五七　**○厚生労働省**　厚生年金保険法施行規則等の一部を改正する省令　二　280　一二

一五八　医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正する省令　一〇　二

一五九　地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令　一〇　三

一六〇　労働安全衛生規則等の一部を改正する省令　一一　287　九

一六一　雇用保険法施行規則の一部を改正する省令　一七　特55　四

一六二　健康保険法施行規則及び船員保険法施行規則の一部を改正する省令　一八　293　七

一六三　健康保険法施行規則等の一部を改正する省令　二七　303　五六

一六四　地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令　二七　303　六九

一六五　医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則の一部を改正する省令　二七　303　八一

一六六　身体障害者補助犬法第十六条に規定する業務を行う者を指定する省令の一部を改正する省令　二七　303　八三

一六七　国民健康保険法施行規則の一部を改正する省令　二七　303　八三

○農林水産省

六一　獣医療法施行規則の一部を改正する省令　二　二

六二　農薬の販売の禁止を定める省令の一部を改正する省令　二　280　二五

六三　経済連携協定に基づく農林水産物の所掌事務に係る物資の関税割当制度に関する省令の一部を改正する省令　二五　二

六四　飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の一部を改正する省令　二五　300　二五

六五　農林畜水産業関係補助金等交付規則の一部を改正する省令　二五　300　二五

六六　農業保険法施行規則の一部を改正する省令　二七　303　八四

○農林水産省、経済産業省

四　商品先物取引法施行規則の一部を改正する省令　六　284　六

○農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省

二　地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく地域脱炭素化促進事業計画の認定等に関する省令の一部を改正する省令　二七　303　八六

○農林水産省、国土交通省、環境省

一　地域における生物の多様性の増進のための活動の促進等に関する法律施行規則　一八　293　八

○農林水産省、環境省

四　農薬取締法第四条第一項第十一号の農林水産省令・環境省令で定める場合を定める省令の一部を改正する省令　二　280　二六

○経済産業省

八二　経済産業省聴聞手続規則の一部を改正する省令　六　二

八三　液化石油ガス器具等の技術上の基準等に関する省令の一部を改正する省令　六　284　六

八四　商標法施行規則の一部を改正する省令　一三　289　一八

八五　割賦販売法施行規則の一部を改正する省令　一六　一

八六　ガス事業法施行規則の一部を改正する省令　一七　292　七

		日	号外	ページ
八七	エネルギー供給事業者によるエネルギー源の環境適合利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令	二〇	295	六八
八八	電気事業法施行規則及びガス事業法施行規則の一部を改正する省令	二五	300	一五
八九	中小企業等経営強化法施行規則の一部を改正する省令	二五	300	一五
九〇	火薬類取締法施行規則の一部を改正する省令	二六	302	一〇
九一	特定輸入事業者の輸入に係る特定製品関係報告規則	二七	303	九五
九二	特定輸入事業者の輸入に係るガス用品関係報告規則	二七	303	九六
九三	特定輸入事業者の輸入に係る電気用品関係報告規則	二七	303	九八
九四	特定輸入事業者の輸入に係る液化石油ガス器具等関係報告規則	二七	303	九九
	○国土交通省			
一〇二	航空法施行規則及び自動車登録規則の一部を改正する省令	二		三
一〇三	海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則等の一部を改正する省令	九	285	一
一〇四	海上保安庁組織規則の一部を改正する省令	一一		一
一〇五	公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行規則	一二		二
一〇六	建設業法施行規則等の一部を改正する省令	一二	288	一
一〇七	港湾法施行規則及び特定外貿埠頭の管理運営に関する法律施行規則の一部を改正する省令	二四	299	二三
一〇八	港湾調査規則の一部を改正する省令	二四	299	二四
一〇九	海上運送法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う国土交通省関係省令の整備等に関する省令	二七	303	一〇一
一一〇	地方航空局組織規則の一部を改正する省令	二七	303	一〇五
一一一	建築基準法施行規則等の一部を改正する省令	二七	303	一〇七
一一二	航空法施行規則の一部を改正する省令	二七	303	一〇八
	○国土交通省、環境省			
四	二酸化炭素放出抑制対象船舶の二酸化炭素放出抑制指標等に関する基準を定める省令の一部を改正する省令	二七	303	一〇六
五	地域における多様な主体の連携による生物の多様性の保全のための活動の促進等に関する法律第四条第七項に規定する都道府県知事に対する協議に関する省令を廃止する省令	一一	287	一三
	○環境省			
三一	独立行政法人環境再生保全機構に関する省令の一部を改正する省令	一〇	286	一八
三二	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令	一六	290	一
三三	地域における生物の多様性の増進のための活動の促進等に関する法律第三十五条第三項の規定により地方環境事務所長に委任する権限を定める省令	一八	293	一一
三四	地域における多様な主体の連携による生物の多様性の保全のための活動の促進等に関する法律第四条第六項に規定する環境大臣に対する協議に関する省令等を廃止する省令	一八	293	一一
三五	海上運送法等の一部を改正する法律の施行に伴う環境省関係省令の整理等に関する省令	一八	293	一一
	規　則			
	○防衛省			
一〇	防衛省の職員の俸給の切替えに関する省令	二五	300	一五
一一	防衛省の職員に対する寒冷地手当支給規則及び防衛省職員給与施行規則の一部を改正する省令	二五	300	一五
	○人事院			
九―三〇―一一一	人事院規則九―三〇（特殊勤務手当）の一部を改正する人事院規則	二	280	二七
一〇―四―三七	人事院規則一〇―四（職員の保健及び安全保持）の一部を改正する人事院規則	二	280	二八
一五―一四―四三	人事院規則一五―一四（職員の勤務時間、休日及び休暇）の一部を改正する人事院規則	二	280	二八
一五―一五―二一	人事院規則一五―一五（非常勤職員の勤務時間及び休暇）の一部を改正する人事院規則	二	280	二九
一―四―三一	人事院規則一―四（現行の法律、命令及び規則の廃止）の一部を改正する人事院規則	二五	300	一六〇
九―一―二六	人事院規則九―一（非常勤職員の給与）の一部を改正する人事院規則	二五	300	一六〇
九―八―九三	人事院規則九―八（初任給、昇格、昇給等の基準）の一部を改正する人事院規則	二五	300	一六〇
九―一七―一七一	人事院規則九―一七（俸給の特別調整額）の一部を改正する人事院規則	二五	300	一六〇
九―三四―三三	人事院規則九―三四（初任給調整手当）の一部を改正する人事院規則	二五	300	一六一
九―四〇―六二	人事院規則九―四〇（期末手当及び勤勉手当）の一部を改正する人事院規則	二五	300	一六三
九―一五二	令和六年改正法附則第二条の規定による最高の号俸を超える俸給月額を受ける特定任期付職員の俸給月額の切替え	二五	300	一六三
一七―〇―一四八	人事院規則一七―〇（管理職員等の範囲）の一部を改正する人事院規則	二五	300	一六三
	○公正取引委員会			
五	スマートフォンにおいて利用される特定ソフトウェアに係る競争の促進に関する法律施行規則	一三	289	一九
	○個人情報保護委員会			
五	個人情報の保護に関する法律施行規則の一部を改正する規則	六		二
	○内閣官房、内閣府、デジタル庁、復興庁			
一	内閣府設置法、デジタル庁設置法、復興庁設置法及び国家行政組織法の規定に基づき令和六年十月一日現在の行政機関の組織を告示する件	九	285	五
	○内閣府			
一三八	人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に関する法律施行規則第九条の二第一項の規定に基づき、内閣総理大臣が定める金額を定める件の一部を改正する件	二		四

告　示

一三九　公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則に規定する内閣総理大臣が定めるものを定める件　二〇　295　七二

一四〇　原子力発電施設等緊急時安全対策交付金交付規則の一部を改正する告示　二四　二

一四一　災害対策基本法の規定に基づき設置した令和六年台風第十号特定災害対策本部を廃止した件　二五　300　一六

三一―　医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報及び仮名加工医療情報に関する法律第三十三条の規定に基づき、認定仮名加工医療情報作成事業者を認定した件　〇内閣府、文部科学省、経済産業省　二〇　295　七二

一三　令和七年新年祝賀の儀を行われる件　〇宮内庁　二　五

一四　皇居において新年一般参賀を行う件　二　五

一五　天皇皇后両陛下は兵庫県へ行幸啓になる件　一七　二

四九　道路交通法第百十条第一項の規定に基づき自動車専用道路を指定する件の一部を改正する件　〇国家公安委員会　六　三

五〇　国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する財産の凍結等に関する特別措置法第三条第四項の規定に基づき公告事項に変更があった公告国際テロリストを公告する件　九　特54　一

五一　平成二十八年五月二十三日国家公安委員会告示第十八号の一部を改正する件　一二　二

五二　道路交通法第百十条第一項の規定に基づき自動車専用道路を指定する件の一部を改正する件　二〇　二

五三　原動機を用いる身体障害者用の車の型式認定番号を指定した件　二七　304　二

五四　駆動補助機付自転車の型式認定番号を指定した件　二七　304　二

五五　普通自転車の型式認定番号を指定した件　〇金融庁　二七　304　三

九〇　保険業法第二百九条第二号の規定による届出に関する件　〃　一九　二〇　一　二

九一　特定社会基盤事業者の住所の変更を公示する件　二四　二

九二　高速取引行為となる情報の伝達先を指定する件の一部を改正する件　二五　二

九三　銀行代理業者に係る銀行代理業の許可がその効力を失った件　二五　300　一六六

九四　信用金庫代理業者に係る信用金庫代理業の許可がその効力を失った件　二五　300　一六六

九五　金融商品取引法施行令第六条の二第二項の規定に基づき、電子情報処理組織を指定する件の一部を改正する件　二五　300　一六六

九六　社債、株式等の振替に関する法律第四十四条第一項第十三号の規定に基づき口座管理機関を指定する件の一部を改正する件　〇消費者庁　一三　二

四　繊維製品品質表示規程の一部を改正する件　二五　300　一六六

一三　雑貨工業品品質表示規程の一部を改正する件　二五　300　一六六

一四　適格消費者団体の認定の有効期間の更新を公示する件　〇こども家庭庁　二七　二

一五　子ども・子育て支援法第七十一条の十四第一項の規定により社会保険診療報酬支払基金に同項各号に掲げる事務の全部を行わせることとした件　二六　302　一七

一七　特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する件　〇こども家庭庁、厚生労働省　二七　303　一七

九　中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第一項の支援給付等に係る厚生労働省告示、こども家庭庁・厚生労働省告示及びこども家庭庁告示の適用に関する告示の一部を改正する件　〇デジタル庁　二　五

一〇　公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第十条の内閣総理大臣が定める公的給付を定める告示　令和六年デジタル庁告示第一号及び令和六年デジタル庁告示第五号の一部を改正する件　一七　特55　一五

二一　公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第十条の内閣総理大臣が定める公的給付を定める告示　〃　二四　二

二二　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令第七十四条の内閣総理大臣及び総務大臣が定める事務を定める告示　〇デジタル庁、総務省　一七　特55　一五

三六　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第百六十二条の内閣総理大臣及び総務大臣が定める事務及び情報を定める告示　一七　特55　一六

三八　令和六年デジタル庁・総務省告示第一号等の一部を改正する件　一七　特55　一六

三九　令和六年デジタル庁・総務省告示第二号等の一部を改正する件　一七　特55　二七

四〇　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令第七十四条の内閣総理大臣及び総務大臣が定める事務を定める告示　二四　三

四一　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令第七十四条の内閣総理大臣及び総務大臣が定める事務及び情報を定める告示　二四　四

四二　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第百六十二条の内閣総理大臣及び総務大臣が定める事務及び情報を定める告示　二六　302　一七

四三　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第百六十二条の内閣総理大臣及び総務大臣が定める事務及び情報を定める告示　二六　302　一七

四四　平成二十九年総務省告示第八十二号の一部を改正する件　一七　292　九
四五　認証業務及びこれに附帯する業務の実施に関する技術的基準（平成十五年総務省告示第七百六号）の一部を改正する件　一七　292　八
○復　興　庁
三九六　一六五―東日本大震災復興特別区域法第四十四条第一項に規定する指定金融機関を指定した件　一七　292　八
○総　務　省
三九六　電気通信番号計画の一部を変更する件　一七　292　八
三九七　時刻認証業務の認定に関する規程第五条第二項において準用する同規程第三条第一項に規定する時刻認証業務の変更認定に関する件　一七　292　八
三九八　特定国外派遣組織を指定する件　一七　292　八
三九九　危険物の規制に関する技術上の基準の細目を定める告示の一部を改正する件　一七　292　八
四〇〇　本邦外に在住する日本人向けの広報を送信する無線局の運用に関する件の一部を改正する件　一七　292　八
四〇一　時刻認証業務の認定に関する規程第五条第二項において準用する同規程第三条第一項に規定する時刻認証業務の変更認定に関する件　一〇　291　四
四〇二　周波数割当計画を作成する件　一六　291　四
四〇三　航空機局が送り及び受けることができなければならない電波を定める等の件の一部を改正する件　一七　292　八
四〇四　航空移動業務に使用する電波の型式及び周波数の使用区別を定める等の件の一部を改正する件　一七　292　九
四〇五　航空機用救命無線機の技術的条件を定める件の一部を改正する件　一七　292　一一
四〇六　航空機に施設する無線設備の機器の型式検定合格の条件等を定める件の一部を改正する件　一七　292　一二
四〇七　船舶又は航空機に設置する無線航行のためのレーダー等の送信設備に指定する周波数及びその指定周波数帯を定める件の一部を改正する件　一七　292　一二
四〇八　無線設備規則別表第二号第4の規定に基づき、総務大臣が定める無線設備を定める件の一部を改正する件　一七　292　一二
四〇九　登録検査等事業者等規則第二十条及び別表第七号第三の三⑵の規定に基づく登録検査等事業者等が行う点検の実施方法等及び無線設備の総合試験の具体的な確認の方法を定める件の一部を改正する件　一七　292　一三
四一〇　電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件　一七　292　一三
四一一　電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件等の一部を改正する件　一七　292　一四
四一二　令和六年総務省告示第百五十二号の一部を訂正する件　一七　292　一九
四一三　政治資金規正法の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので公表する件　一九　294　九八
四一四　政治資金規正法の規定により政党でなくなった旨を公表する件　一九　294　九九
四一五　政治資金規正法の規定で公表する件　一九　294　九九
四一六　政治資金規正法の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので公表する件　一九　294　九九
四一七　政治資金規正法の規定による政治団体の届出があったので公表する件　一九　294　一〇〇
四一八　政党助成法第六条第二項において準用する同法第五条第三項の規定による政党の届出事項の異動の届出があったので公表する件　一九　294　一〇〇
四一九　令和四年総務省告示第六十二号の一部を訂正する件　一九　294　一〇〇
四二〇　令和四年総務省告示第三百二十八号の一部を訂正する件　一九　294　一〇〇
四二一　令和四年総務省告示第四百十号の一部を訂正する件　一九　294　一〇一
四二二　令和五年総務省告示第九十九号の一部を訂正する件　一九　294　一〇三
四二三　政党助成法第五条第三項の規定による政党の届出事項の異動の届出があったので公表する件　一九　294　一〇三
四二四　令和六年総務省告示第九十七号の一部を訂正する件　一九　294　一〇四
四二五　令和六年総務省告示第三百八十六号の一部を訂正する件　一九　294　一〇四
四二六　政党助成法第五条第三項の規定による政党の届出事項の異動の届出があったので公表する件　一九　294　一〇五
四二七　政党助成法第六条第一項の規定による政党の届出があったので公表する件　一九　294　一〇六
四二八　政党助成法第二十四条第一項の規定による合併に関する届出があったので公表する件　一九　294　一〇七
四二九　政党助成法第二十五条第一項の規定による分割に関する届出があったので公表する件　一九　294　一〇九
四三〇　政党助成法第六条第二項において準用する同法第五条第三項の規定による政党の届出事項の異動の届出があったので公表する件　一九　294　一〇九
四三一　特定交付金の交付を受けるべき政治団体の名称及び当該政治団体に対して交付すべき特定交付金の額を公表する件　一九　294　一〇九
四三二　政党交付金の交付を受けるべき政党の名称及び令和六年分として各政党に対して交付すべき政党交付金の額を公表する件　一九　294　一〇九
四三三　消防法施行規則第一条の四第八項（同令第五十一条の四第二項において準用する場合を含む。）に規定する登録講習機関の主たる事務所の所在地及び講習の業務を取り扱う事務所の所在地の変更に関する件　二〇　三
四三四　消防法第二十一条の四十八第二項に規定する登録検定機関の主たる事務所の所在地及び検定等を行う事務所の所在地の変更に関する件　二〇　三
四三五　消防法施行規則第四条の二の四第四項に規定する登録講習機関の主たる事務所の所在地及び講習の業務を取り扱う事務所の所在地の変更に関する件　二〇　三
四三六　消防法施行規則第四条の二の十二第二項において準用する同令第一条の四第八項の規定する登録講習機関の主たる事務所の所在地及び講習の業務を取り扱う事務所の所在地の変更に関する件　二〇　三

四三七　消防法施行規則第五十一条の十二第三項に規定する登録講習機関の主たる事務所の所在地及び講習の業務を取り扱う事務所の所在地の変更に関する件　二〇二九六　三

四三八　消防法第十七条の十一第一項に規定する指定講習機関の主たる事務所の所在地の変更に関する件　二〇二九六　三

四三九　特定国外派遣組織を指定する件　二〇二九六　三

四四〇　周波数割当計画の一部を変更する件　二〇二九六　二〇

四四一　電気通信番号計画の一部を変更する件　二〇二九六　二一

四四二　標準電気通信番号使用計画の一部を変更する件　二〇二九六　二九

四四三　無線従事者の資格を要しない簡易な操作を定める件の一部を改正する件　二〇二九六　三〇

四四四　外国の無線局等の無線設備が電波法第三章に定める技術基準に相当する技術基準に適合する事実を定める件の一部を改正する件　二〇二九六　三〇

四四五　無線局免許申請書等に添付する無線局事項書等の各欄の記載に用いるコード（無線局の目的コード及び通信事項コードを除く。）を定める件の一部を改正する件　二〇二九六　三〇

四四六　シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯移動衛星通信を行う携帯移動地球局等の審査に適用する受信設備の特性を定める件　二〇二九六　三一

四四七　シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯移動衛星通信を行う携帯移動地球局の無線設備等の不要発射の強度の許容値その他の条件を定める件　二〇二九六　三二

四四八　登録検査等事業者等規則第十七条及び別表第五号第三の三⑵の規定に基づく登録検査等事業者が行う検査の実施方法等及び無線設備の総合試験の具体的な確認の方法を定める件の一部を改正する件　二〇二九六　三六

四四九　登録検査等事業者等規則第二十条及び別表第七号第三の三⑵の規定に基づく登録検査等事業者等が行う点検の実施方法等及び無線設備の総合試験の具体的な確認の方法を定める件の一部を改正する件　二〇二九六　三八

四五〇　電気通信事業法施行規則第三十一条の規定に基づく端末設備であって電波を使用するもののうち、利用者からの接続の請求を拒めないものを定める件の一部を改正する件　二〇二九六　四一

四五一　インターネットプロトコル電話端末及び専用通信回線設備等端末の電気的条件等を定める件の一部を改正する件　二〇二九六　四一

四五二　インターネットプロトコル移動電話端末又は自営電気通信設備であって、インターネットプロトコル移動電話用設備に接続されるものの送信タイミングの条件等を定める件の一部を改正する件　二〇二九六　四三

四五三　端末設備等規則の規定によることが著しく不合理なインターネットプロトコル移動電話端末等及びその条件等を定める件の一部を改正する件　二〇二九六　四四

四五四　国際電気通信連合憲章に規定する無線通信規則を改正する件　二〇二九六　四五

四五五　国会議事堂等周辺地域及び外国公館等周辺地域の静穏の保持に関する法律の規定により、政党事務所周辺地域を指定する件　二六二

四五六　特定基地局の開設に関する計画の認定を公示する件　二七二

四五七　小型船舶等の義務船舶局が備えなければならない無線設備の機器に代えることができる機器を定める件の一部を改正する件　二七三〇三　一七

四五八　船舶に備えなければならないレーダーの技術的条件を定める件の一部を改正する件　二七三〇三　一七

四五九　海上移動業務に使用する電波の型式及び周波数の使用区別を定める件の一部を改正する件　二七三〇三　一七

四六〇　船上通信局又は船舶局が船上通信設備を使用して通信を行う場合のF一D電波及びF一E電波又はF三E電波四五〇MHzを超え四七〇MHz以下の周波数を定める件の一部を改正する件　二七三〇三　一七

四六一　船舶の入港中に定期に行う義務船舶局等の無線設備の点検の方法を定める件の一部を改正する件　二七三〇三　一九

四六二　電波法施行規則第二十八条の五第一項の機器を備えることが困難又は不合理である場合の予備設備の機器を定める件の一部を改正する件　二七三〇三　一九

四六三　義務船舶局等の遭難通信の通信方法に関する事項を定める件の一部を改正する件　二七三〇三　一八

四六四　船舶局及び海岸局のデジタル選択呼出装置の技術的条件を定める件の一部を改正する件　二七三〇三　二〇一

四六五　無線機器の型式検定に係る試験の方法等を定める件の一部を改正する件　二七三〇三　二〇三

四六六　船舶に設置する無線航行のためのレーダーで無線設備規則の規定を適用することが困難又は不合理であるもの及びその技術的条件を定める件の一部を改正する件　二七三〇三　二〇三

四六七　特性試験の試験方法を定める件の一部を改正する件　二七三〇三　二〇四

四六八　電波法関係手数料令第十条ただし書に規定する型式検定手続の一部省略について定める件の一部を改正する件　二七三〇三　二〇四

四六九　無線従事者の資格を要しない簡易な操作を定める件の一部を改正する件　二七三〇三　二〇五

四七〇　狭帯域直接印刷電信装置の機器の構造及び性能の条件並びに機械的及び電気的条件を廃止する件　二七三〇三　二〇五

四七一　無線従事者養成課程の実施要領を定める件の一部を改正する件　二七三〇三　二〇五

四七二　周波数割当計画の一部を変更する件　二七三〇三　二〇七

四七三　高周波利用設備の型式についての指定の申請書及び添付書類の様式等を定める件の一部を改正する件　二七三〇三　二〇九

四七四　一般用非接触電力伝送装置及び電気自動車用非接触電力伝送装置における高周波出力、電源端子における妨害波電圧及び利用周波数による発射及び不要発射による磁界強度又は電界強度の測定方法を定める件の一部を改正する件　二七三〇三　二一七

四七五　一般用非接触電力伝送装置及び電気自動車用非接触電力伝送装置からの電波の強度に対する安全施設の状況を定める件の一部を改正する件　二七三〇三　二一七

四七六　無線局免許申請書等に添付する無線局事項書の無線局の目的コードの欄及び通信事項コードの欄に記載するためのコード表を定める件の一部を改正する件　二七　303　三七　号外　二

四七七　災害対策基本法施行令の規定に基づき令和六年能登半島地震による災害及び令和六年九月二十三日から同月二十三日までの間の豪雨による災害に係る同令第四十三条第三項の地方公共団体を定める件　二七　303　三八　号外　二

一　公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針を変更する件　一六　290　二　号外　二

二　棚田地域振興法第七条第一項の規定に基づき、同項に規定する指定棚田地域を指定する件　二五　二　号外　二

三　石油コンビナート等特別防災区域に係る区域の指定の一部を改正する件　六　284　一〇　号外　二

一　石油パイプライン事業の事業用施設の技術上の基準の細目を定める告示の一部を改正する件　六　284　一四　号外　二

三六　政治資金規正法の規定に基づき、登録政治資金監査人名簿に登録した者を公告する件　一七　号外　二

三七　政治資金規正法の規定に基づき、登録政治資金監査人の登録を抹消した者を公告する件　一七　号外　二

一六　消防法施行規則第三十一条の六第七項に規定する登録講習機関の主たる事務所の所在地及び講習の業務を取り扱う事務所の所在地の変更に関する件　二〇　三　号外　三

一七　消防法施行規則第三十一条の四第二項に規定する登録認定機関の主たる事務所の所在地及び認定の業務を取り扱う事務所の所在地の変更に関する件　二〇　三　号外　三

一八　消防法施行規則第三十一条の四第二項に規定する登録認定機関の認定の業務を取り扱う事務所の所在地の変更に関する件　二〇　三　号外　三

三七三　日本国に帰化を許可する件　二　五　号外　三

三七四　公証人法第七条ノ二第一項の規定による指定の件　〃　二六　号外　三

三七五　日本国に帰化を許可する件　〃　三　号外　三

三七六　日本国に帰化を許可する件　五　三　号外　三

三七七　裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律第十二条第一項の規定による和解の仲裁合意に関する事務の取扱い等に関する法律第九条の規定による承認をした件　一六　三　号外　三

三七八　日本国に帰化を許可する件　六　四　号外　四

三七九　除籍が滅失した件　〃　六　四　号外　四

三八〇　日本国に帰化を許可する件　〃　一〇　四　号外　四

三八一　除籍が滅失した件　〃　一一　四　号外　四

三八二　日本国に帰化を許可する件　〃　一一　二　号外　四

三八三　除籍が滅失した件　〃　一三　二　号外　四

三八四　日本国に帰化を許可する件　〃　一六　二　号外　四

三八五　日本国に帰化を許可する件　一六　二　号外　四

三八六―三八八　外国弁護士による法律事務の取扱い等に関する法律第九条の規定による承認をした件　一六　三　号外　四

三八九　外国弁護士による法律事務の取扱い等に関する法律第十七条第一項の規定に基づき特定外国法を指定した件　一六　三　号外　四

三九〇　原戸籍の一部が滅失した件　一七　二　号外　四

三九一　日本国に帰化を許可する件　一七　二　号外　四

三九二　〃　一八　二　号外　四

三九三　〃　一九　二　号外　四

三九四　〃　二〇　四　号外　四

三九五　裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律第十三条第一項の規定による変更の届出があった件　二〇　四　号外　四

三九六　除籍が滅失した件　二三　四　号外　四

三九七　日本国に帰化を許可する件　二三　四　号外　四

三九八　戸籍が滅失した件　二四　五　号外　四

三九九　公証人法第七条ノ二第一項の規定による指定の件　二六　二　号外　四

四〇〇　外国弁護士による法律事務の取扱い等に関する法律第九条の規定による承認をした件　二七　二　号外　四

四〇一　出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の規定に基づき同法別表第一の五の表の下欄に掲げる活動を定める件の一部を改正する件　二七　304　四　号外　四

四〇二　出入国管理及び難民認定法施行規則別表第四の法別表第一の五の表の特定活動の項の下欄に掲げる活動（特定活動）の項下欄の規定に基づき法務大臣が定める者を定める件の一部を改正する件　二七　304　四　号外　四

三八五　紛失又は焼失の届出により失効した旅券の告示　三　281　一　号外　四

三八六　トンガ王国政府に対する贈与に関する日本国政府とトンガ王国政府との間の書簡の交換に関する件　五　四　号外　四

三八七　ナウル共和国政府に対する贈与に関する日本国政府とナウル共和国政府との間の書簡の交換に関する件　五　四　号外　四

三八八―三九〇　パプアニューギニア独立国政府に対する贈与に関する日本国政府とパプアニューギニア独立国政府との間の書簡の交換に関する件　五　四　号外　四

三九一　人材育成奨学計画のための贈与に関する日本国政府とパプアニューギニア独立国政府との間の書簡の交換の件　五　四　号外　四

三九二　国際連合教育科学文化機関の賛助するアジア太平洋地域における無形文化遺産のための国際調査研究センター（第二区分）の日本国における継続に関する日本国政府と国際連合教育科学文化機関との間の協定の有効期間を延長する議定書の署名及び効力発生に関する件　六　五　号外　四

三九三　国会議事堂等周辺地域及び外国公館等周辺地域の静穏の保持に関する法律に基づく告示　九　二　号外　四

三九四　国際航空運送についてのある規則の統一に関する条約の一部の改正に関する件　九　三　号外　四

三九五　国際連合安全保障理事会決議に基づく資産凍結等の措置の対象となるタリバーン関係者等を指定する件の一部を改正する件　九　三　号外　四

三九六　環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定へのグレートブリテン及び北アイルランド連合王国の加入に関する議定書の効力発生に関する件　九　二　特54　号外　四

三九七　環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定に組み込まれ、その一部を成す環太平洋パートナーシップ協　一三　三　号外　四

定第十八・三十八条（猶予期間）の規定の適用に関する日本国政府とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国政府との間の交換公文の効力発生に関する件　一三　三

三九八　ラオス人民民主共和国政府に対する贈与に関する日本国政府とラオス人民民主共和国政府との間の書簡の交換に関する件　一三　三

三九九　フィリピン共和国におけるバンサモロ・ムスリム・ミンダナオ自治地域における女性の保健に関するニーズへの対処及びジェンダーに基づく暴力への対応のための女性の保護及びエンパワーメント計画のための贈与に関する日本国政府と国際連合人口基金との間の書簡の交換に関する件　一七　三

四〇〇　ビエンチャン国際空港整備計画のための贈与に関する日本国政府とラオス人民民主共和国政府との間の書簡の交換に関する件　一七　三

四〇一　インダス川流域における洪水管理強化計画のための贈与に関する日本国政府とパキスタン・イスラム共和国政府との間の書簡の交換に関する件　一七　三

四〇二　キリバス共和国政府に対する贈与に関する取極の修正に関する日本国政府とキリバス共和国政府との間の書簡の交換に関する件　一七　三

四〇三　ミクロネシア連邦政府に対する贈与に関する日本国政府とミクロネシア連邦政府との間の書簡の交換に関する件　一七　三

四〇四　ポンペイ港拡張計画のための贈与に関する日本国政府とミクロネシア連邦政府との間の書簡の交換に関する件　一八　三

四〇五　ハイチ共和国における平和及び社会的結束のための女性のリーダーシップ向上計画のための贈与に関する日本国政府と国際連合女性機関との間の書簡の交換に関する件　一八　三

四〇六　バングラデシュ人民共和国におけるコックスバザール県及びノアカリ県におけるミャンマーからの避難民及びホストコミュニティのための女性・平和・安全保障アジェンダ推進計画のための贈与に関する日本国政府と国際連合人口基金との間の書簡の交換に関する件　一八　三

四〇七　債務救済措置（債務免除方式）に関する日本国政府とソマリア連邦共和国政府との間の書簡の交換に関する件　一八　三

四〇八　包括的な経済上の連携に関するブリテン及び北アイルランド連合王国との間の協定附属書十四―Bの改正に関する外交上の公文の交換に関する件　一八　四

四〇九　二千六年の海上の労働に関する条約の一部の改正に関する件　一九　二三
294　七三

四一〇　スポーツにおけるドーピングの防止に関する国際規約の附属書の改正に関する件　二〇　二三
295　七三

四一一　ナイジェリア疾病予防センター診断能力強化計画のための贈与に関する取極の修正に関する日本国政府とナイジェリア連邦共和国政府との間の書簡の交換に関する件　二三　五

四一二　稲種子生産体制強化計画のための贈与に関する日本国政府とナイジェリア連邦共和国政府との間の書簡の交換に関する件　二三　六

四一三　アフガニスタン・イスラム共和国における都市脆弱層のための生活環境改善計画のための贈与に関する日本国政府と国際連合との間の書簡の交換に関する件　二三　六

四一四　グローバル戦闘航空プログラム（GCAP）政府間機関の設立に関する条約の効力発生に関する件　二三　六

四一五　海上保安能力向上計画のための贈与に関する日本国政府とインドネシア共和国政府との間の書簡の交換に関する件　二三　六

四一六　シリア・アラブ共和国におけるアレッポ県、ホムス県及びハマ県の長期化した危機及び地震の影響を受けた地域における人道上の早期復旧のための保護及び生計支援計画のための贈与に関する日本国政府と国際連合難民高等弁務官事務所との間の書簡の交換に関する件　二五　二

四一七　人材育成奨学計画のための贈与に関する日本国政府とキルギス共和国内閣との間の書簡の交換に関する件　二五　二

四一八　灌漑用水路の運用及び維持のための機材整備計画のための贈与に関する日本国政府とキルギス共和国内閣との間の書簡の交換に関する件　二五　二

四一九　ホンジュラス共和国における中東部の山村地域における災害に対して強靭な食料生産インフラ整備計画のための贈与に関する日本国政府と世界食糧計画との間の書簡の交換に関する件　二五　二

四二〇　米州投資公社を設立する協定の一部の改正に関する件　二六　二

四二一　円借款の供与に関する日本国政府とバングラデシュ人民共和国政府との間の書簡の交換に関する件　二六　二

四二二　ラオス人民民主共和国における災害対応能力強化計画のための贈与に関する日本国政府と国際連合開発計画との間の書簡の交換に関する件　二六　三

四二三　バヌアツ共和国政府に対する贈与に関する日本国政府とバヌアツ共和国政府との間の書簡の交換の件　二六　三

四二四　円借款の支出期間の延長に関する日本国政府とインド政府との間の口上書の交換に関する件　二六　三

四二五　電子情報処理組織を使用して処理する場合における保管金取扱規程等の特例に関する省令第二条第一項及び第三項に基づき同条第一項に規定する財務大臣が指定する各省各庁の長が保管する現金及び同条第三項に規定する財務大臣が指定する歳入歳出外現金出納官吏を指定する件の一部を改正する件　二七　三

○財務省

二九六　政府資金調達事務取扱規則第五条第十一項の規定に基づき発行した政府短期証券の発行条件等を告示　六　284　一五

二九七―三〇〇　国債の発行等に関する省令第五条第十一項の規定に基づき発行した割引短期国債の発行条件等を告示　六　284　一七

三〇一　政府資金調達事務取扱規則第五条第十一項の規定に基づき発行した政府短期証券の発行条件等を告示　六　284　一九

三〇二　政府資金調達事務取扱規則第五条第十一項の規定に基づき発行した政府短期証券の発行条件等を告示　六　284　二〇　ページ
三〇三―国債の発行等に関する省令第五条第十一項の規定に基づき発行した利付国債の発行条件等を告示　一一　287　一五
三一二―国債の発行等に関する省令第六条第十一項の規定に基づき発行した利付国債の発行条件等を告示　一一　287　二二
三一五―個人向け国債の発行等に関する省令第四条第十四項の規定に基づき発行した個人向け国債の発行条件等を告示　一一　287　二三
三一八　財政法第三十四条の二第一項の規定に基づき、令和六年度分の予算について、支出負担行為の実施計画につき財務大臣の承認を経なければならない経費を定める件の一部を改正する件　二〇　295　七四
三一九　財務省の保有する行政文書の開示に係る手数料の納付を事務所において現金でできることができる事務所を定める件の一部を改正する件　七　七
三二〇　財務省の保有する個人情報の開示に係る手数料の納付を事務所において現金でできることができる事務所を定める件の一部を改正する件　七　七
三二一　国債証券買入銷却法第一条の規定による国債の買入消却に関する件　二三　七
〇財務省、厚生労働省、農林水産省
二　農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律第十五条第一項、第十六条第一項及び第十七条第一項の主務大臣が定める輸出先国を定める件の一部を改正する件　二七　三　七
四〇　農業信用保証保険法第二条第三項第四号及び第六条第一項第一号の規定に基づき、主務大臣が指定する資金及び主務大臣が指定する農業協同組合を定める件の一部を改正する件　一三　三
四一　株式会社日本政策金融公庫法附則第三十五条の規定に基づき、同条の主務大臣の定める利率を定める等の件の一部を改正する件　一八　四
四二　農業信用保証保険法第五十九条第一項の規定に基づき、同項の主務大臣の定める利息を定める件の一部を改正する件　一八　五
四三　中小漁業融資保証法第六十九条第一項の主務大臣が定める利息を定める件の一部を改正する件　一八　五
〇財務省、農林水産省
一六五　文化財保護法第五十九条第二項に基づき登録有形文化財の登録を抹消する件　三　281　二一
一六四　文化財保護法第五十九条第一項に基づき登録有形文化財の登録を抹消する件　三　281　二〇
一六三　文化財保護法第五十九条第三項に基づき登録有形文化財の登録を抹消する件　三　281　一六
一六二　文化財を登録有形文化財に登録する件　三　281　一六
〇文部科学省
二一　石川県の一部の地域における国税に関する申告期限等を指定する件　九　三
二二　国税通則法第三十四条の四第一項の規定に基づく納付受託者の指定の件　六　五
二〇　国税通則法第三十四条の七第一項の規定に基づき納付受託者の指定を取り消す件　六　五
〇国税庁
一六六　強制執行、仮差押え及び仮処分をすることができない海外の美術品等を指定する件　四　282　一
一六七　重要文化財を分割し片方を国宝に指定する件　九　285　一六
一六八　有形文化財を重要文化財に指定する件　九　285　一七
一六九　重要文化財に有形文化財を追加して指定する件　九　285　一九
一七〇　文化財保護法第五十九条第一項に基づき登録有形文化財の登録を抹消する件　九　285　二〇
一七一　強制執行、仮差押え及び仮処分をすることができない海外の美術品等を指定する件　一二　288　三四
一七二　国立大学法人法第二十一条の九第二項の規定に基づき、同条第一項の承認をした国立大学法人を告示する件　一三　四
一七三　無形文化財の文化財登録原簿への登録及び保持団体の認定の件　一六　290　一二
一七四　研究開発に係る主務大臣が定める人の生命若しくは身体の保護のための措置又は非常災害に対する応急の措置として、緊急に遺伝子組換え生物等の第二種使用等をする必要がある場合を定める件　二〇　四
一七五　日本語教育の適正かつ確実な実施を図るための日本語教育機関の認定等に関する法律に基づく登録日本語教員養成機関の登録事項の変更に関する件　二七　304　五
一七六　日本語教育の適正かつ確実な実施を図るための日本語教育機関の認定等に関する法律に基づく登録実践研修機関の登録事項の変更に関する件　二七　304　五
〇文化庁
二三　重要文化財を管理すべき団体を指定する件　二四　299　二七
二四―二八―史跡名勝天然記念物を管理すべき地方公共団体を指定する件　二四　299　二八
二九　登録記念物を管理すべき地方公共団体を指定する件　二四　299　二九
三〇　重要文化財を管理すべき団体を指定する件　二四　299　二九
〇厚生労働省
三五七　医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第五項から第七項までの規定により厚生労働大臣が指定する高度管理医療機器、管理医療機器及び一般医療機器の一部を改正する件　四　二
三五八　医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律関係手数料令第十二条第一項第一号イ(1)の規定に基づき特別の注意を要するものとして厚生労働大臣の指定する高度管理医療機器の一部を改正する件　四　三
三五九　使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部を改正する件　五　283　一
三六〇　公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第八条に規定する責任準備金相当額の算出方法の一部を改正する件　六　五
三六一　医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第三十六条の七第一項第一号及び第二号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する第一類医薬品及び第二類医薬品の一部を改正する件　九　三

三六二　石川県の一部の地域における社会保険料及び労働保険料等に関する納期限等を指定する件　九　三
三六三　石川県の一部の地域における事業主掛金及び企業型年金加入者掛金に関する納付の期限を指定する件　九　四
三六四　医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則第二百十六条の二第一項の規定に基づき厚生労働大臣が指定する医薬品及び期間の一部を改正する件　一〇　四
三六五　雇用保険法附則第五条第一項の規定に基づき厚生労働大臣が指定する地域の一部を改正する件　一八　六
三六六　健康保険法施行規則第八十六条の五第三号及び船員保険法施行規則第七十七条第三号の規定に基づき厚生労働大臣が定める事業　一八　一一
三六七　児童福祉法第六条の二第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める小児慢性特定疾病及び同条第三項の規定に基づき当該小児慢性特定疾病ごとに厚生労働大臣が定める疾病の状態の程度の一部を改正する件　一九　二六
三六八　食品衛生法に基づく登録検査機関の登録事項変更の件　二三　二
三六九　食品衛生法に基づく登録検査機関の製品検査業務の休止及び廃止を許可した件　二三　三
三七〇　食品衛生法に基づく登録検査機関の製品検査業務の一部休止及び一部廃止を許可した件　二三　三

三七一　公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令第三条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令第一条の規定による廃止前の厚生年金基金令第三十六条の三第二号の厚生労働大臣が定める月を定める件　二四　五
三七二　雇用保険法第六十一条の十二第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定める額を定める件　二六　三
三七三　医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第四十九条第一項の規定に基づき厚生労働大臣の指定する医薬品の一部を改正する件　二七　三元
三七四　厚生労働大臣が指定する生物由来製品及び特定生物由来製品の一部を改正する件　二七　三元
三七五　労働基準法施行規則第三十八条の七から第三十八条の九までの規定に基づき、休業補償の額の算定に当たり用いる率の一部を改正する件　二七　五
三七六　放射性医薬品基準の一部を改正する件　二七　六
三七七　医薬品等副作用被害救済制度の対象とならない医薬品等の一部を改正する件　二七　一〇

三七八　厚生労働大臣が指定する病院の病棟並びに厚生労働大臣が定める病院、基礎係数、機能評価係数Ⅱ、救急補正係数及び激変緩和係数の一部を改正する件　二七　一一
三七九　厚生労働大臣の定める先進医療及び患者申出療養並びに施設基準の一部を改正する件　二七　一一
三八〇　生物学的製剤基準の一部を改正する件　二七　一二
三八一　医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第四十三条第一項の規定に基づき検定を要するものとして厚生労働大臣の指定する医薬品等の一部を改正する件　二七　一九
三八二　難病の患者に対する医療等に関する法律第五条第一項の規定に基づき厚生労働大臣が指定する指定難病及び同法第七条第一項第一号の規定に基づき厚生労働大臣が定める病状の程度の一部を改正する件　二七　二一

八

○厚生労働省、経済産業省、環境省

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令附則第三項の表PFOS又はその塩の項、PFOA又はその塩の項又はPFHxS若しくはその異性体又はこれらの塩の項に規定する製品でPFOS又はその塩、PFOA又はその塩又はPFHxS若しくはその異性体又はこれらの塩が使用されているものの容器、包装又は送り状に当該第一種特定化学物質による環境の汚染を防止するための措置等に関し表示すべき事項の一部を改正する件　一〇　五

○農林水産省

二一〇一　森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法に基づき特定母樹を指定した件　二　六
二一〇二―二一〇九　保安林の指定をする件　三　一
二一〇〇―二一一七　〃　保安林の指定を解除する件　四　三
二一一八　〃　保安林の指定をする件　四　四
二一一九　種苗法第十三条第一項及び第二十一条の二第三項の規定に基づき品種登録出願及び届出に係る事項を公示する件　五　五
二一二〇―二一三八　種苗法第四十九条第一項第五号の規定に基づき品種登録を取り消した件　六　二〇
二一三九―二一五四　保安林の指定をする件　九　四
二一五五　令和六管理年度における特定水産資源（いわしくじら）の採捕の停止に関する件　九　六
二一五六　農薬を登録した件　九　六
二一五七　肥料を登録した件　九　285　二〇
二一五八　〃　一〇　五
二一五九―二一六六　保安林の指定をする件　一一　二
二一六七　種苗法第十八条第一項及び第二十一条の二第三項の規定に基づき品種登録及び届出に係る事項を公示する件　一一　四
二一六八　農薬取締法第四条第一項第五号に掲げる場合に該当するかどうかの基準を定める件第一号の規定に基づき、同号の農林水産大臣が定める基準を定める件の一部を改正する件　一一　287　二五

		ページ
二二六九	特定水産資源（さんま、まあじ、まいわし太平洋系群、まいわし対馬暖流系群、かたくちいわし対馬暖流系群及びうるめいわし対馬暖流系群）に関する令和六管理年度における漁業法第十五条第一項各号に掲げる数量を公表する件の一部を変更する件	一二 三
二二七〇―二二七五	保安林の指定をする件	一二 三
二二七六―二二八二	保安林の指定を解除する件	一二 四
二二八三―二二八七	保安林の指定施業要件を変更する件	一三 四
二二八八	厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律の施行に伴う存続組合が支給する特例一時金等に関する政令第六条第一項の規定による農林水産大臣が指定する法人を指定する件の一部を改正する件	一三 五
二二八九	農薬を登録した件	一七 三
二二九〇	農薬の登録が失効した件	一七 四
二二九一	農業近代化資金融通法第二条第三項第四号の規定に基づき、同号の農林水産大臣が定める利率を定める件の一部を改正する件	一八 六
二二九二	漁業近代化資金融通法施行規程の一部を改正する件	一八 六
二二九三	農業経営基盤強化促進法附則第十一項の規定に基づき農林水産大臣が定める利率を定める件の一部を改正する件	一八 七
二二九四	肥料の登録の有効期間を更新した件	一八 293 一一
二二九五	肥料の名称の変更に係る届出があった件	一八 293 一四
二二九六	肥料の登録が失効した件	一八 293 一四
二二九七―二三〇二	保安林の指定施業要件を変更する件	一九 二
二三〇三	出願公表後に品種登録出願を取り下げた件	一九 三
二三〇四	出願公表後に品種登録出願が拒絶された件	一九 四
二三〇五	種苗法第十八条第一項及び第二十一条の二第三項の規定に基づき品種登録及び届出に係る事項を公示する件	二〇 295 八〇
二三〇六	種苗法第十三条第一項及び第二十一条の二第三項の規定に基づき品種登録出願及び届出に係る事項を公示する件	二〇 295 八二
二三〇七―二三一四	保安林の指定施業要件を変更する件	二三 八
二三一五―二三一二	〃	二四 五
二三一三	独立行政法人農畜産業振興機構法施行規則第一条の規定に基づき、農林水産大臣が定める令和六事業年度における独立行政法人農畜産業振興機構法第十条第二号の農林水産省令で定める事業に係る補助の総額を定める件の一部を改正する件	二四 七
二三一四	森林法施行令第十一条、第十二条、別表第三及び別表第四の規定に基づき農林水産大臣が定める事項及び基準を定める件の一部を改正する件	二四 七
二三一五	公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令第二条第一項及び第五項並びに第四条第一項から第三項までの規定による公表の方法を告示する件	二四 299 二九
二三一六	予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成十二年度の予算に係る補助金等の交付に関するものから地方農政局長に委任した件の一部を改正する件	二五 300 一三
二三一七	予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成十八年度の予算に係る補助金等の交付に関するものから北海道農政事務所長に委任した件の一部を改正する件	二五 300 一五
二三一八	予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成十二年度の予算に係る補助金等の交付に関するものから沖縄総合事務局長に委任した件の一部を改正する件	二五 300 一七
二三二九―二三四八	保安林の指定施業要件を変更する件	二六 三
二三四九	粗糖の平均輸入価格等を定めた件	二六 302 二〇
二三五〇	令和七年産のてん菜及びさとうきびに係る甘味資源作物交付金の単価並びにでん粉の製造の用に供するばれいしょ及びかんしょに係るでん粉原料用いも交付金の単価を定めた件	二七 三
二三五一	農業経営収入保険基準収入金額等設定準則の一部を改正する件	二七 303 三〇
二三五二	特定水産資源（めかじき（南西太平洋海域）、めばち（東部太平洋条約海域）、あかうお類（北西大西洋条約海域（区分３Ｍ））、あかうお類（北西大西洋条約海域（区分３Ｏ））、いわしくじら、からすがれい（北西大西洋条約海域）、きはだ（インド洋協定海域）、にたりくじら、みんくくじら、めばち（インド洋協定海域）及びながすくじら）に関する令和七管理年度における漁業法第十五条第一項各号に掲げる数量を公表する件	二七 304 二二
二三五三	特定水産資源（くろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚））に関する令和七管理年度における漁業法第十五条第一項各号に掲げる数量を公表する件	二七 304 二三
二三五四	資源管理基本方針の一部を変更する件	二七 304 二四
二三五五	特定水産資源（まさば及びごまさば太平洋系群、まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群、ずわいがに太平洋北部系群、ずわいがに日本海系群Ａ海域、ずわいがに日本海系群Ｂ海域、ずわいがに北海道西部系群、ずわいがにオホーツク海南部、まだら本州太平洋北部系群、まだら本州日本海北部系群、まだら北海道太平洋並びにまだら北海道日本海）に関する令和六管理年度における漁業法第十五条第一項各号に掲げる数量を公表する件の一部を変更する件	二七 304 二九

二三五六　特定水産資源（すけとうだら太平洋系群、すけとうだら日本海北部系群、すけとうだらオホーツク海南部、すけとうだら根室海峡、するめいか及びみなみまぐろ）に関する令和六管理年度における漁業法第十五条第一項各号に掲げる数量を公表する件の一部を変更する件　二七　304　三〇

三　合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律第六条第二項第二号の情報を定める政令の規定に基づき主務大臣が指定する者を定める件　二七　304　三一

一　地域生物多様性増進活動の促進に関する基本的な方針　一八　293　一四

四　遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律に基づく第一種使用規程の承認をした件　一〇　一六

一九七　中小企業信用保険法第二条第五項第四号の災害及び地域を指定する件　六　五

一九八　消費生活用製品安全法第十八条第一項の規定に基づき登録の更新を行った件　一九　四四

一九九　輸出貿易管理令第四条第二項の規定に基づく経済産業大臣が告示で定める貨物の一部を改正する件　二〇　五

二〇〇　エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する基本方針の一部を改正する告示　二〇　八四

二〇一　令和六年度以降の五年間についての原油等の有効な利用に関する石油精製業者の判断の基準　二〇　八五

二〇二　中小企業信用保険法第二条第五項第四号の災害及び地域を改正する件　二四　八

二〇三　高圧ガス保安法第三十九条の十三に基づき認定高度保安実施者を認定した件　二四　八

二〇四　高圧ガス保安法第二十条第三項第二号及び第三十五条第一項第二号の認定完成検査実施者及び認定保安検査実施者を認定した件　二四　八

二〇五　高圧ガス保安法第三十九条の十二第一項の規定に基づき、認定完成検査実施者の認定を取り消した件　二四　八

二〇六　中小企業信用保険法第二条第五項第七号の規定に基づく同号の金融取引の調整を指定する件　二五　三

二〇七　株式会社産業革新投資機構投資基準の一部を改正する告示　二五　三〇〇　一〇

二〇八　火薬類取締法施行規則第二十三条第四項及び第六項の規定に基づくがん具煙火貯蔵庫に係る防火壁の基準及び火薬庫からもつぱら当該火薬庫の所属する事業所の事業の用に供する施設たる保安物件に対してとるべき保安距離の一部を改正する告示　二六　302　二〇

二〇九　平成七年通商産業省告示第七百七号を廃止する告示　二六　302　二二

二一〇　中小企業信用保険法第二条第五項第四号の災害及び地域を改正する件の全部を改正する件　二七　四

二一一　中小企業信用保険法第二条第五項第五号の業種を指定する件　二七　304　三一

二一二　外国人起業活動促進事業に関する告示の一部を改正する告示　二七　304　四〇

八　〇経済産業省、環境省　温室効果ガス総排出量の算定に係る他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の排出の程度を示す係数を告示する件　一七　四

九　温室効果ガス総排出量の算定に係る燃料として使用された都市ガスの使用に伴う二酸化炭素の排出の程度を示す係数を告示する件　一七　四

一〇　温室効果ガス総排出量の算定に係る他人から供給された熱の使用に伴う二酸化炭素の排出の程度を示す係数を告示する件　一七　四

一一　〇特許庁　国際事務局に対する手数料の金額に相当する本邦通貨の金額を定める件の一部を改正する件　二　六

一二　特許庁以外の条約に規定する国際調査機関に対する調査手数料の金額に相当する本邦通貨の金額を定める件の一部を改正する件　二　六

一三一五　〇国土交通省　令和六年国土交通省告示第六十八号の一部を改正する件　二　六

一三一六　特定都市河川及び特定都市河川流域を指定する件　三　七

一三一七―一三一九　砂防法第二条の土地を指定する件　六　五

一三二〇　地すべり防止区域を指定する件　六　六

一三二一　地すべり防止区域を追加指定する件　六　六

一三二二　地すべり防止区域を廃止する件　六　六

一三二三　高速自動車国道に関する件　九　六

一三二四　平成十二年建設省告示第千八百十三号の一部を改正する件　九　285　二一　六

一三二五　都市計画に関する件　一〇　六

一三二六　砂防法第二条の土地を指定するとともに、直轄砂防工事を施行する件　一一　六

一三二七　土地区画整理事業の事業計画変更を認可した件　一一　六

一三二八―一三二九　砂防法第二条の土地を指定する件　一一　六

一三三〇　運輸審議会件名表に登載された件　一二　288　三五

一三三一　高速自動車国道に関する件　一三　六

一三三二―一三三三　建設業法の規定に基づく情報通信技術を活用した建設工事の適正な施工を確保するための基本的な指針を定める告示　一三　289　二三

一三三四―一三三八　砂防法第二条の土地を指定する件　一六　三

一三三九　モーターボート競走場の施設及び設備の基準を定める告示及び場外発売場の施設及び設備の基準を定める告示の一部を改正する告示　一六　五

一三四〇　公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針を変更する件　一六　290　一三　六

一三四一　中部国際空港の飛行場灯火について告示した事項に変更を加えた件　一六　290　二二　五

一三四二　建設業法第二十七条の二十三第三項の経営事項審査の項目及び基準を定める件の一部を改正する告示　一七　五

一三四三　経営規模等評価の申請及び総合評定値の請求の時期及び方法等を定めた件の一部を改正する告示　一七　六

一三四四　特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律の規定により住宅瑕疵担保責任保険法人を指定した件　一七　六　一
一三四五　特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律の規定により住宅瑕疵担保責任保険法人の業務の全部の廃止を許可した件　一七　六　292
一三四六　標準国際利用航空運送約款の一部を改正する件　一七　六　三二
一三四七　運輸審議会件名表に登載された件　一七　六
一三四八　高速自動車国道に関する件　一八　七
一三四九　建設業法に基づく登録監理技術者講習実施機関の登録事項の変更の届出があった件　一八　七
一三五〇　運輸審議会から答申があった件　一九　四
一三五一―一三五五　砂防法第二条の土地を指定する件　一九　四
一三五六―一三五七　直轄砂防工事を施行する件　一九　六
一三五八―一三五九　砂防法第二条の土地を指定するとともに、直轄砂防工事を施行する件　一九　七
一三六〇　航空法施行規則第百五十条第四項の規定により同項に規定する遭難追跡装置又は航空機用救命無線機を装備しなければならない飛行機であって、技術上の理由その他のやむを得ない理由により同項に規定する遭難追跡装置又は航空機用救命無線機を装備することが困難な型式のもの及び当該飛行機が、同項の規定にかかわらず、同項に規定する遭難追跡装置又は航空機用救命無線機を装備しなくてよい期間を指定する告示　一九　294　一三四
一三六一　航空法施行規則第百五十条第四項の規定により航空機用救命無線機を装備しなければならない航空機であって、技術上の理由その他のやむを得ない理由により同項に規定する航空機用救命無線機を装備することが困難であると認めて国土交通大臣が定めるもの及び当該航空機が同項の規定にかかわらず航空機用救命無線機を装備しなくてよい期間を指定する告示の一部を改正する告示　一九　294　一三四
一三六二　出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令及び特定技能雇用契約及び一号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令の規定に基づき自動車運送業分野に特有の事情に鑑みて当該分野を所管する関係行政機関の長が告示で定める基準を定める件　一九　294　一三五
一三六三　都市計画に関する件　一九　294　二三五
一三六四―一三六六　砂防法第二条の土地を指定する件　二〇　五
一三六七　都市における緑地の保全及び緑化の推進に関する基本的な方針　二〇　295　八八
一三六八　海岸保全施設に関する直轄工事を国土交通大臣が施行する件　二〇　295　九八
一三六九　航空機による放射性物質等の輸送基準を定める告示の一部を改正する件　二〇　295　九九
一三七〇　豊川水系における水資源開発基本計画の全部を変更した件　二五　三
一三七一　利根川水系及び荒川水系における水資源開発基本計画の一部を変更した件　二五　六
一三七二　木曽川水系における水資源開発基本計画の一部を変更した件　二五　六
一三七三―一三七五　砂防法第二条の土地を指定する件　二五　六
一三七六　直轄砂防工事を施行する件　二五　七
一三七七　砂防法第二条の土地を指定する件　二五　七
一三七八　福岡空港の施設について告示した事項に変更があった件　二六　302　二二
一三七九　松本空港の施設について告示した事項に変更があった件　二六　302　二二
一三八〇　天草飛行場の施設について告示した事項に変更があった件　二六　302　二二
一三八一　平成十五年国土交通省告示第百九十四号の一部を改正する件　二六　302　二三
一三八二　航空保安無線施設の名称、位置等に関する告示の一部を改正する件　二六　302　二四
一三八三　函館空港の飛行場灯火について告示した事項に変更を加えた件　二六　302　二五
一三八四　駐車場法施行規則の規定により登録認証機関の登録更新をした件　二六　302　二六
一三八五―一三八八　砂防法第二条の土地を指定する件　二七　五
一三八九　航空機による爆発物等の輸送基準等を定める告示の一部を改正する件　二七　304　四三
一三九〇　船舶による危険物の運送基準等を定める告示等の一部を改正する告示　二七　304　七五
一三九一　港則法施行規則の危険物の種類を定める告示の一部を改正する告示　二七　304　九六
一三九二　低騒音型建設機械の指定に関する件　二七　304　九九
一三九三　低振動型建設機械の指定に関する件　二七　304　一〇一
一三九四　排出ガス対策型建設機械の指定に関する件　二七　304　一〇一
一三九五　二酸化炭素の放出の抑制その他の環境への負荷の低減、衝突の防止その他の航行の安全の確保並びに航海及び荷役作業の省力化に資する構造、装置又は性能を定める告示の一部を改正する告示　二七　304　一〇一
一三九六　長期使用構造等とするための措置及び維持保全の方法の基準の一部を改正する件　二七　304　一一
一三九七　船舶安全法第二十五条の七十において準用する同法第二十五条の四十八第一項の規定に基づき、船級協会の登録を更新した件　二七　304　一二
一三九八　船舶安全法第二十九条ノ三第三項において準用する同法第二十五条の四十八第一項の規定に基づき、証書発給船級協会の登録を更新した件　二七　304　一三
一三九九　海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第十九条の十五第三項において準用する船舶安全法第二十五条の四十八第一項の規定に基づき、船級協会の登録を更新した件　二七　304　一三
一四〇〇　海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第十九条の三十第三項において準用する同法第十九条の十五第三項において準用する船舶安全法第二十五条の四十八第一項の規定に基づき、船級協会の登録を更新した件　二七　304　一三

一四〇一　海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第十九条の四十六第三項において準用する同法第十九条の十五第三項において準用する船舶安全法第二十五条の四十八第一項の規定に基づき、船級協会の登録を更新した件　二七　304　一三
一四〇二　海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく型式指定をした件　二七　304　一四
○気象庁
四　気象庁予報警報規程の一部を改正する件　二五　300　一四
○海上保安庁
五二　海上保安庁の船舶の番号及び標識の一部を変更する件　二　七　三
五三　航路標識に関する件　船舶気象通報規程の一部を改正する告示　九　六　四
五五　航路標識に関する件　海上保安庁の船舶の番号及び標識の一部を改正する告示　一二　四
五七　航路標識に関する件　一六　七　一
五八　〃　二七　304　二四
○環境省
七九　廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十五条の四の四第一項の産業廃棄物の無害化処理に係る認定の申請があった件　五　四
八〇　独立行政法人環境再生保全機構法第十条第一項第五号の規定により、環境大臣がポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理を実施できるものとして法人を指定した件　二七　六
八一　株式会社脱炭素化支援機構支援基準の一部を改正する告示　二七　303　二三

八二　霧島錦江湾国立公園、丹沢大山国定公園及び厚岸霧多布昆布森国定公園の指定植物を指定する件　二七　304　二六
○防衛省
二八九　駐留軍用地特措法第五条に基づく土地の使用認定に関する件　三　五
二九〇―二九六　海上における射撃訓練を実施する件　四　四
二九七　アメリカ合衆国が使用を許される施設及び区域について、一部返還、共同使用及び追加提供が決定された件　五　四
二九八―三〇一　海上における射撃訓練を実施する件　五　五
三〇二―三〇四　〃　一一　七
三〇五―三〇九　海上における空対空射撃訓練を実施する件　二五　七
三一〇　海上における空対空射撃訓練及び試験並びに水上標的に対する射爆撃訓練及び試験を実施する件　二五　八
三一一　海上における空対空射撃訓練及び水上標的に対する射爆撃訓練を実施する件　二五　八
三一二　海上における水上標的に対する射爆撃訓練を実施する件　二五　八
三一三　アメリカ合衆国が使用を許される施設及び区域について、共同使用、使用条件変更、追加提供及び新規提供が決定された件　二六　七
三一四　自衛隊の使用する船舶の信号符字を付与する件　二六　七
○東北地方整備局
七五　河川予定地として指定する件　二　七
七六―七八　道路に関する件　六　六
七九　〃　一二　五

八〇　道路に関する件　那珂川水系に係る指定区間外の一級河川に関する件　二　八
八一　道路に関する件　五　八
八二　〃　六　八
八三　〃　一〇　七
八四　〃　一三　九
八五　〃　一六　八
八六　〃　一九　九
八七　〃　二二　九
八八　〃　二四　八
○関東地方整備局
二四七　道路に関する件　二　八
二四八　〃　二　八
二四九　〃　五　八
二五〇　〃　六　七
二五一　〃　七　七
二五二　〃　一〇　七
二五三　〃　一三　六
二五四　〃　一六　八
二五五　〃　一九　九
二五六　〃　二二　九
二五七　〃　二四　八
○北陸地方整備局
二五八―二六一　都市計画に関する件　六　七
二六二　〃　一七　六
○中部地方整備局
二六三　道路に関する件　建築基準法の規定に基づき、平成十三年中部地方整備局告示第百二十六号の一部を改正する件　二　八
二六四　道路に関する件　浄化槽の型式を認定した件　四　五
二六五　道路に関する件　四　五
二六六　〃　五　七
二六七　〃　八　七
二六八　〃　一一　七
二六九　〃　一四　八
二七〇　〃　一七　八
二七一　〃　二〇　八
二七二　〃　二三　八
二七三　〃　二六　八
二七四　〃　二九　八
二七五　〃　三二　八
二七六　〃　三五　八
二七七　〃　三八　八
二七八　〃　四一　八
二七九　〃　四四　八
二八〇　〃　四七　八
二八一　〃　五〇　八
二八二　〃　五三　八
二八三　〃　五六　八
二八四　〃　五九　八
二八五　〃　六二　八
二八六　〃　六五　八
二八七　〃　六八　八
二八八　〃　七一　八
二八九　〃　七四　八
二九〇　〃　七七　八
二九一　〃　八〇　八
二九二　〃　八三　八
二九三　〃　八六　八
二九四　〃　八九　八
二九五　〃　九二　八
二九六　〃　九五　八
二九七　〃　九八　八
二九八　〃　一〇一　八
二九九　〃　一〇四　八
三〇〇　〃　一〇七　八
三〇一　〃　一一〇　八
三〇二　〃　一一三　八
三〇三　〃　一一六　八
三〇四　〃　一一九　八
三〇五　〃　一二二　八
三〇六　〃　一二五　八
三〇七　〃　一二八　八
三〇八　〃　一三一　八
三〇九　〃　一三四　八
三一〇　〃　一三七　八
三一一　〃　一四〇　八
三一二　〃　一四三　八
三一三　〃　一四六　八
三一四　〃　一四九　八
三一五　〃　一五二　八
三一六　〃　一五五　八
三一七　〃　一五八　八
三一八　〃　一六一　八
三一九　〃　一六四　八
三二〇　〃　一六七　八
三二一　〃　一七〇　八
三二二　〃　一七三　八
三二三　〃　一七六　八
三二四　〃　一七九　八
三二五　〃　一八二　八
三二六　〃　一八五　八
三二七　〃　一八八　八
三二八　〃　一九一　八
三二九　〃　一九四　八
三三〇　〃　一九七　八
三三一　〃　二〇〇　八
三三二　〃　二〇三　八
三三三　〃　二〇六　八
三三四　〃　二〇九　八
三三五　〃　二一二　八
三三六　〃　二一五　八
三三七　〃　二一八　八
三三八　〃　二二一　八
三三九　〃　二二四　八
三四〇　〃　二二七　八
三四一　〃　二三〇　八
三四二　〃　二三三　八
三四三　〃　二三六　八
三四四　〃　二三九　八
三四五　〃　二四二　八
三四六　〃　二四五　八
三四七　〃　二四八　八
三四八　〃　二五一　八
三四九　〃　二五四　八
三五〇　〃　二五七　八
三五一　〃　二六〇　八
三五二　〃　二六三　八
三五三　〃　二六六　八
三五四　〃　二六九　八
三五五　〃　二七二　八
三五六　〃　二七五　八
三五七　〃　二七八　八
三五八　〃　二八一　八
三五九　〃　二八四　八
三六〇　〃　二八七　八
三六一　〃　二九〇　八
三六二　〃　二九三　八
三六三　〃　二九六　八
三六四　〃　二九九　八
三六五　〃　三〇二　八
三六六　〃　三〇五　八
三六七　〃　三〇八　八
三六八　〃　三一一　八
三六九　〃　三一四　八
三七〇　〃　三一七　八
三七一　〃　三二〇　八
三七二　〃　三二三　八
三七三　〃　三二六　八
三七四　〃　三二九　八
三七五　〃　三三二　八
三七六　〃　三三五　八
三七七　〃　三三八　八
三七八　〃　三四一　八
三七九　〃　三四四　八
三八〇　〃　三四七　八
三八一　〃　三五〇　八
三八二　〃　三五三　八
三八三　〃　三五六　八
三八四　〃　三五九　八
三八五　〃　三六二　八
三八六　〃　三六五　八
三八七　〃　三六八　八
三八八　〃　三七一　八
三八九―三九一　〃　三七四　八
○四国地方整備局
三九二　道路に関する件　二七　二四
三九三　〃　一八　一三
三九四　〃　一九　一三
三九五　〃　二五　一二
○九州地方整備局
三九六　道路に関する件　一〇　三
三九七　〃　一一　一七
三九八　〃　一三　一七
三九九　〃　一六　一七
四〇〇　〃　一九　一七
四〇一　〃　二二　一七
四〇二　〃　二五　一七
四〇三　〃　二八　一七
四〇四　〃　三一　一七
四〇五　〃　三四　一七
四〇六　〃　三七　一七
四〇七　〃　四〇　一七
四〇八　〃　四三　一七
四〇九　〃　四六　一七
四一〇　〃　四九　一七
四一一　〃　五二　一七
四一二　〃　五五　一七
四一三　〃　五八　一七
四一四　〃　六一　一七
四一五　〃　六四　一七
四一六　〃　六七　一七
四一七　〃　七〇　一七
四一八　〃　七三　一七
四一九　〃　七六　一七
四二〇　〃　七九　一七
四二一　〃　八二　一七
四二二　〃　八五　一七
四二三　〃　八八　一七
四二四　〃　九一　一七
四二五　〃　九四　一七
四二六　〃　九七　一七
四二七　〃　一〇〇　一七
四二八　〃　一〇三　一七
四二九　〃　一〇六　一七
四三〇　〃　一〇九　一七
四三一　〃　一一二　一七
四三二　〃　一一五　一七
四三三　〃　一一八　一七
四三四　〃　一二一　一七
四三五　〃　一二四　一七
四三六　〃　一二七　一七
四三七　〃　一三〇　一七
四三八　〃　一三三　一七
四三九　〃　一三六　一七
四四〇　〃　一三九　一七
四四一　〃　一四二　一七
四四二　〃　一四五　一七
四四三　〃　一四八　一七
四四四　〃　一五一　一七
四四五　〃　一五四　一七
四四六　〃　一五七　一七
四四七　〃　一六〇　一七
四四八　〃　一六三　一七
四四九　〃　一六六　一七
四五〇　〃　一六九　一七
四五一　〃　一七二　一七
四五二　〃　一七五　一七
四五三　〃　一七八　一七
四五四　〃　一八一　一七
四五五　〃　一八四　一七
四五六　〃　一八七　一七
四五七　〃　一九〇　一七
四五八　〃　一九三　一七
四五九　〃　一九六　一七
四六〇　〃　一九九　一七
四六一　〃　二〇二　一七
四六二　〃　二〇五　一七
四六三　〃　二〇八　一七
四六四　〃　二一一　一七
四六五　〃　二一四　一七
四六六　〃　二一七　一七
四六七　〃　二二〇　一七
四六八　〃　二二三　一七
四六九　〃　二二六　一七
四七〇　〃　二二九　一七
四七一　〃　二三二　一七
四七二　〃　二三五　一七
四七三　〃　二三八　一七
四七四　〃　二四一　一七
四七五　〃　二四四　一七
四七六　〃　二四七　一七
四七七　〃　二五〇　一七
四七八　〃　二五三　一七
四七九　〃　二五六　一七
四八〇　〃　二五九　一七
四八一　〃　二六二　一七
四八二　〃　二六五　一七
四八三　〃　二六八　一七
四八四　〃　二七一　一七
四八五　〃　二七四　一七
四八六　〃　二七七　一七
四八七　〃　二八〇　一七
四八八　〃　二八三　一七
四八九　〃　二八六　一七
四九〇　〃　二八九　一七
四九一　〃　二九二　一七
四九二　〃　二九五　一七
四九三　〃　二九八　一七
四九四　〃　三〇一　一七
四九五　〃　三〇四　一七
四九六　〃　三〇七　一七
四九七　〃　三一〇　一七
四九八　〃　三一三　一七
四九九　〃　三一六　一七
五〇〇　〃　三一九　一七
五〇一　〃　三二二　一七
五〇二　〃　三二五　一七
五〇三　〃　三二八　一七
五〇四　〃　三三一　一七
五〇五　〃　三三四　一七
五〇六　〃　三三七　一七
五〇七　〃　三四〇　一七
五〇八　〃　三四三　一七
五〇九　〃　三四六　一七
五一〇　〃　三四九　一七
五一一　〃　三五二　一七
五一二　〃　三五五　一七
五一三　〃　三五八　一七
五一四　〃　三六一　一七
五一五　〃　三六四　一七
五一六　〃　三六七　一七
五一七　〃　三七〇　一七
五一八　〃　三七三　一七
五一九　〃　三七六　一七
五二〇　〃　三七九　一七
五二一　〃　三八二　一七
五二二　〃　三八五　一七
五二三　〃　三八八　一七
五二四　〃　三九一　一七
五二五　〃　三九四　一七
五二六　〃　三九七　一七
五二七　〃　四〇〇　一七
五二八　〃　四〇三　一七
五二九　〃　四〇六　一七
五三〇　〃　四〇九　一七
五三一　〃　四一二　一七
五三二　〃　四一五　一七
五三三　〃　四一八　一七
五三四　〃　四二一　一七
五三五　〃　四二四　一七
五三六　〃　四二七　一七
五三七　〃　四三〇　一七
五三八　〃　四三三　一七
五三九　〃　四三六　一七
五四〇　〃　四三九　一七
五四一　〃　四四二　一七
五四二　〃　四四五　一七
五四三　〃　四四八　一七
五四四　〃　四五一　一七
五四五　〃　四五四　一七
五四六　〃　四五七　一七
五四七　〃　四六〇　一七
五四八　〃　四六三　一七
五四九　〃　四六六　一七
五五〇　〃　四六九　一七
五五一　〃　四七二　一七
五五二　〃　四七五　一七
五五三　〃　四七八　一七
五五四　〃　四八一　一七
五五五　〃　四八四　一七
五五六　〃　四八七　一七
五五七　〃　四九〇　一七
五五八　〃　四九三　一七
五五九　〃　四九六　一七
五六〇　〃　四九九　一七
五六一　〃　五〇二　一七
五六二　〃　五〇五　一七
五六三　〃　五〇八　一七
五六四　〃　五一一　一七
五六五　〃　五一四　一七
五六六　〃　五一七　一七
五六七　〃　五二〇　一七
五六八　〃　五二三　一七
五六九　〃　五二六　一七
五七〇　〃　五二九　一七
五七一　〃　五三二　一七
五七二　〃　五三五　一七
五七三　〃　五三八　一七
五七四　〃　五四一　一七
五七五　〃　五四四　一七
五七六　〃　五四七　一七
五七七　〃　五五〇　一七
五七八　〃　五五三　一七
五七九　〃　五五六　一七
五八〇　〃　五五九　一七
五八一　〃　五六二　一七
五八二　〃　五六五　一七
五八三　〃　五六八　一七
五八四　〃　五七一　一七
五八五　〃　五七四　一七
五八六　〃　五七七　一七
五八七　〃　五八〇　一七
五八八　〃　五八三　一七
五八九　〃　五八六　一七
五九〇　〃　五八九　一七
五九一　〃　五九二　一七
五九二　〃　五九五　一七
五九三　〃　五九八　一七
五九四　〃　六〇一　一七
五九五　〃　六〇四　一七
五九六　〃　六〇七　一七
五九七　〃　六一〇　一七
五九八　〃　六一三　一七
五九九　〃　六一六　一七
六〇〇　〃　六一九　一七
六〇一　〃　六二二　一七
六〇二　〃　六二五　一七
六〇三　〃　六二八　一七
六〇四　〃　六三一　一七
六〇五　〃　六三四　一七
六〇六　〃　六三七　一七
六〇七　〃　六四〇　一七
六〇八　〃　六四三　一七
六〇九　〃　六四六　一七
六一〇　〃　六四九　一七
六一一　〃　六五二　一七
六一二　〃　六五五　一七
六一三　〃　六五八　一七
六一四　〃　六六一　一七
六一五　〃　六六四　一七
六一六　〃　六六七　一七
六一七　〃　六七〇　一七
六一八　〃　六七三　一七
六一九　〃　六七六　一七
六二〇　〃　六七九　一七
六二一　〃　六八二　一七
六二二　〃　六八五　一七
六二三　〃　六八八　一七
六二四　〃　六九一　一七
六二五　〃　六九四　一七
六二六　〃　六九七　一七
六二七　〃　七〇〇　一七
六二八　〃　七〇三　一七
六二九　〃　七〇六　一七
六三〇　〃　七〇九　一七
六三一　〃　七一二　一七
六三二　〃　七一五　一七
六三三　〃　七一八　一七
六三四　〃　七二一　一七
六三五　〃　七二四　一七
六三六　〃　七二七　一七
六三七　〃　七三〇　一七
六三八　〃　七三三　一七
六三九　〃　七三六　一七
六四〇　〃　七三九　一七
六四一　〃　七四二　一七
六四二　〃　七四五　一七
六四三　〃　七四八　一七
六四四　〃　七五一　一七
六四五　〃　七五四　一七
六四六　〃　七五七　一七
六四七　〃　七六〇　一七
六四八　〃　七六三　一七
六四九　〃　七六六　一七
六五〇　〃　七六九　一七
六五一　〃　七七二　一七
六五二　〃　七七五　一七
六五三　〃　七七八　一七
六五四　〃　七八一　一七
六五五　〃　七八四　一七
六五六　〃　七八七　一七
六五七　〃　七九〇　一七
六五八　〃　七九三　一七
六五九　〃　七九六　一七
六六〇　〃　七九九　一七
六六一　〃　八〇二　一七
六六二　〃　八〇五　一七
六六三　〃　八〇八　一七
六六四　〃　八一一　一七
六六五　〃　八一四　一七
六六六　〃　八一七　一七
六六七　〃　八二〇　一七
六六八　〃　八二三　一七
六六九　〃　八二六　一七
六七〇　〃　八二九　一七
六七一　〃　八三二　一七
六七二　〃　八三五　一七
六七三　〃　八三八　一七
六七四　〃　八四一　一七
六七五　〃　八四四　一七
六七六　〃　八四七　一七
六七七　〃　八五〇　一七
六七八　〃　八五三　一七
六七九　〃　八五六　一七
六八〇　〃　八五九　一七
六八一　〃　八六二　一七
六八二　〃　八六五　一七
六八三　〃　八六八　一七
六八四　〃　八七一　一七
六八五　〃　八七四　一七
六八六　〃　八七七　一七
六八七　〃　八八〇　一七
六八八　〃　八八三　一七
六八九　〃　八八六　一七
六九〇　〃　八八九　一七
六九一　〃　八九二　一七
六九二　〃　八九五　一七
六九三　〃　八九八　一七
六九四　〃　九〇一　一七
六九五　〃　九〇四　一七
六九六　〃　九〇七　一七
六九七　〃　九一〇　一七
六九八　〃　九一三　一七
六九九　〃　九一六　一七
七〇〇　〃　九一九　一七
七〇一　〃　九二二　一七
七〇二　〃　九二五　一七
七〇三　〃　九二八　一七
七〇四　〃　九三一　一七
七〇五　〃　九三四　一七
七〇六　〃　九三七　一七
七〇七　〃　九四〇　一七
七〇八　〃　九四三　一七
七〇九　〃　九四六　一七
七一〇　〃　九四九　一七
七一一　〃　九五二　一七
七一二　〃　九五五　一七
七一三　〃　九五八　一七
七一四　〃　九六一　一七
七一五　〃　九六四　一七
七一六　〃　九六七　一七
七一七　〃　九七〇　一七
七一八　〃　九七三　一七
七一九　〃　九七六　一七
七二〇　〃　九七九　一七
七二一　〃　九八二　一七
七二二　〃　九八五　一七
七二三　〃　九八八　一七
七二四　〃　九九一　一七
七二五　〃　九九四　一七
七二六　〃　九九七　一七
七二七　〃　一〇〇〇　一七
七二八　〃　一〇〇三　一七
七二九　〃　一〇〇六　一七
七三〇　〃　一〇〇九　一七
七三一　〃　一〇一二　一七
七三二　〃　一〇一五　一七
七三三　〃　一〇一八　一七
七三四　〃　一〇二一　一七
七三五　〃　一〇二四　一七
七三六　〃　一〇二七　一七
七三七　〃　一〇三〇　一七
七三八　〃　一〇三三　一七
七三九　〃　一〇三六　一七
七四〇　〃　一〇三九　一七
七四一　〃　一〇四二　一七
七四二　〃　一〇四五　一七
七四三　〃　一〇四八　一七
七四四　〃　一〇五一　一七
七四五　〃　一〇五四　一七
七四六　〃　一〇五七　一七
七四七　〃　一〇六〇　一七
七四八　〃　一〇六三　一七
七四九　〃　一〇六六　一七
七五〇　〃　一〇六九　一七
七五一　〃　一〇七二　一七
七五二　〃　一〇七五　一七
七五三　〃　一〇七八　一七
七五四　〃　一〇八一　一七
七五五　〃　一〇八四　一七
七五六　〃　一〇八七　一七
七五七　〃　一〇九〇　一七
七五八　〃　一〇九三　一七
七五九　〃　一〇九六　一七
七六〇　〃　一〇九九　一七
七六一　〃　一一〇二　一七
七六二　〃　一一〇五　一七
七六三　〃　一一〇八　一七
七六四　〃　一一一一　一七
七六五　〃　一一一四　一七
七六六　〃　一一一七　一七
七六七　〃　一一二〇　一七
七六八　〃　一一二三　一七
七六九　〃　一一二六　一七
七七〇　〃　一一二九　一七
七七一　〃　一一三二　一七
七七二　〃　一一三五　一七
七七三　〃　一一三八　一七
七七四　〃　一一四一　一七
七七五　〃　一一四四　一七
七七六　〃　一一四七　一七
七七七　〃　一一五〇　一七
七七八　〃　一一五三　一七
七七九　〃　一一五六　一七
七八〇　〃　一一五九　一七
七八一　〃　一一六二　一七
七八二　〃　一一六五　一七
七八三　〃　一一六八　一七
七八四　〃　一一七一　一七
七八五　〃　一一七四　一七
七八六　〃　一一七七　一七
七八七　〃　一一八〇　一七
七八八　〃　一一八三　一七
七八九　〃　一一八六　一七
七九〇　〃　一一八九　一七
七九一　〃　一一九二　一七
七九二　〃　一一九五　一七
七九三　〃　一一九八　一七
七九四　〃　一二〇一　一七
七九五　〃　一二〇四　一七
七九六　〃　一二〇七　一七
七九七　〃　一二一〇　一七
七九八　〃　一二一三　一七
七九九　〃　一二一六　一七
八〇〇　〃　一二一九　一七
八〇一　〃　一二二二　一七
八〇二　〃　一二二五　一七
八〇三　〃　一二二八　一七
八〇四　〃　一二三一　一七
八〇五　〃　一二三四　一七
八〇六　〃　一二三七　一七
八〇七　〃　一二四〇　一七
八〇八　〃　一二四三　一七
八〇九　〃　一二四六　一七
八一〇　〃　一二四九　一七
八一一　〃　一二五二　一七
八一二　〃　一二五五　一七
八一三　〃　一二五八　一七
八一四　〃　一二六一　一七
八一五　〃　一二六四　一七
八一六　〃　一二六七　一七
八一七　〃　一二七〇　一七
八一八　〃　一二七三　一七
八一九　〃　一二七六　一七
八二〇　〃　一二七九　一七
八二一　〃　一二八二　一七
八二二　〃　一二八五　一七
八二三　〃　一二八八　一七
八二四　〃　一二九一　一七
八二五　〃　一二九四　一七
八二六　〃　一二九七　一七
八二七　〃　一三〇〇　一七
八二八　〃　一三〇三　一七
八二九　〃　一三〇六　一七
八三〇　〃　一三〇九　一七
八三一　〃　一三一二　一七
八三二　〃　一三一五　一七
八三三　〃　一三一八　一七
八三四　〃　一三二一　一七
八三五　〃　一三二四　一七
八三六　〃　一三二七　一七
八三七　〃　一三三〇　一七
八三八　〃　一三三三　一七
八三九　〃　一三三六　一七
八四〇　〃　一三三九　一七
八四一　〃　一三四二　一七
八四二　〃　一三四五　一七
八四三　〃　一三四八　一七
八四四　〃　一三五一　一七
八四五　〃　一三五四　一七
八四六　〃　一三五七　一七
八四七　〃　一三六〇　一七
八四八　〃　一三六三　一七
八四九　〃　一三六六　一七
八五〇　〃　一三六九　一七
八五一　〃　一三七二　一七
八五二　〃　一三七五　一七
八五三　〃　一三七八　一七
八五四　〃　一三八一　一七
八五五　〃　一三八四　一七
八五六　〃　一三八七　一七
八五七　〃　一三九〇　一七
八五八　〃　一三九三　一七
八五九　〃　一三九六　一七
八六〇　〃　一三九九　一七
八六一　〃　一四〇二　一七
八六二　〃　一四〇五　一七
八六三　〃　一四〇八　一七
八六四　〃　一四一一　一七
八六五　〃　一四一四　一七
八六六　〃　一四一七　一七
八六七　〃　一四二〇　一七
八六八　〃　一四二三　一七
八六九　〃　一四二六　一七
八七〇　〃　一四二九　一七
八七一　〃　一四三二　一七
八七二　〃　一四三五　一七
八七三　〃　一四三八　一七
八七四　〃　一四四一　一七
八七五　〃　一四四四　一七
八七六　〃　一四四七　一七
八七七　〃　一四五〇　一七
八七八　〃　一四五三　一七
八七九　〃　一四五六　一七
八八〇　〃　一四五九　一七
八八一　〃　一四六二　一七
八八二　〃　一四六五　一七
八八三　〃　一四六八　一七
八八四　〃　一四七一　一七
八八五　〃　一四七四　一七
八八六　〃　一四七七　一七
八八七　〃　一四八〇　一七
八八八　〃　一四八三　一七
八八九　〃　一四八六　一七
八九〇　〃　一四八九　一七
八九一　〃　一四九二　一七
八九二　〃　一四九五　一七
八九三　〃　一四九八　一七
八九四　〃　一五〇一　一七
八九五　〃　一五〇四　一七
八九六　〃　一五〇七　一七
八九七　〃　一五一〇　一七
八九八　〃　一五一三　一七
八九九　〃　一五一六　一七
九〇〇　〃　一五一九　一七
九〇一　〃　一五二二　一七
九〇二　〃　一五二五　一七
九〇三　〃　一五二八　一七
九〇四　〃　一五三一　一七
九〇五　〃　一五三四　一七
九〇六　〃　一五三七　一七
九〇七　〃　一五四〇　一七
九〇八　〃　一五四三　一七
九〇九　〃　一五四六　一七
九一〇　〃　一五四九　一七
九一一　〃　一五五二　一七
九一二　〃　一五五五　一七
九一三　〃　一五五八　一七
九一四　〃　一五六一　一七
九一五　〃　一五六四　一七
九一六　〃　一五六七　一七
九一七　〃　一五七〇　一七
九一八　〃　一五七三　一七
九一九　〃　一五七六　一七
九二〇　〃　一五七九　一七
九二一　〃　一五八二　一七
九二二　〃　一五八五　一七
九二三　〃　一五八八　一七
九二四　〃　一五九一　一七
九二五　〃　一五九四　一七
九二六　〃　一五九七　一七
九二七　〃　一六〇〇　一七
九二八　〃　一六〇三　一七
九二九　〃　一六〇六　一七
九三〇　〃　一六〇九　一七
九三一　〃　一六一二　一七
九三二　〃　一六一五　一七
九三三　〃　一六一八　一七
九三四　〃　一六二一　一七
九三五　〃　一六二四　一七
九三六　〃　一六二七　一七
九三七　〃　一六三〇　一七
九三八　〃　一六三三　一七
九三九　〃　一六三六　一七
九四〇　〃　一六三九　一七
九四一　〃　一六四二　一七
九四二　〃　一六四五　一七
九四三　〃　一六四八　一七
九四四　〃　一六五一　一七
九四五　〃　一六五四　一七
九四六　〃　一六五七　一七
九四七　〃　一六六〇　一七
九四八　〃　一六六三　一七
九四九　〃　一六六六　一七
九五〇　〃　一六六九　一七
九五一　〃　一六七二　一七
九五二　〃　一六七五　一七
九五三　〃　一六七八　一七
九五四　〃　一六八一　一七
九五五　〃　一六八四　一七
九五六　〃　一六八七　一七
九五七　〃　一六九〇　一七
九五八　〃　一六九三　一七
九五九　〃　一六九六　一七
九六〇　〃　一六九九　一七
九六一　〃　一七〇二　一七
九六二　〃　一七〇五　一七
九六三　〃　一七〇八　一七
九六四　〃　一七一一　一七
九六五　〃　一七一四　一七
九六六　〃　一七一七　一七
九六七　〃　一七二〇　一七
九六八　〃　一七二三　一七
九六九　〃　一七二六　一七
九七〇　〃　一七二九　一七
九七一　〃　一七三二　一七
九七二　〃　一七三五　一七
九七三　〃　一七三八　一七
九七四　〃　一七四一　一七
九七五　〃　一七四四　一七
九七六　〃　一七四七　一七
九七七　〃　一七五〇　一七
九七八　〃　一七五三　一七
九七九　〃　一七五六　一七
九八〇　〃　一七五九　一七
九八一　〃　一七六二　一七
九八二　〃　一七六五　一七
九八三　〃　一七六八　一七
九八四　〃　一七七一　一七
九八五　〃　一七七四　一七
九八六　〃　一七七七　一七
九八七　〃　一七八〇　一七
九八八　〃　一七八三　一七
九八九　〃　一七八六　一七
九九〇　〃　一七八九　一七
九九一　〃　一七九二　一七
九九二　〃　一七九五　一七
九九三　〃　一七九八　一七
九九四　〃　一八〇一　一七
九九五　〃　一八〇四　一七
九九六　〃　一八〇七　一七
九九七　〃　一八一〇　一七
九九八　〃　一八一三　一七
九九九　〃　一八一六　一七
一〇〇〇　〃　一八一九　一七
一〇〇一　〃　一八二二　一七
一〇〇二　〃　一八二五　一七
一〇〇三　〃　一八二八　一七
一〇〇四　〃　一八三一　一七
一〇〇五　〃　一八三四　一七
一〇〇六　〃　一八三七　一七
一〇〇七　〃　一八四〇　一七
一〇〇八　〃　一八四三　一七
一〇〇九　〃　一八四六　一七
一〇一〇　〃　一八四九　一七
一〇一一　〃　一八五二　一七
一〇一二　〃　一八五五　一七
一〇一三　〃　一八五八　一七
一〇一四　〃　一八六一　一七
一〇一五　〃　一八六四　一七
一〇一六　〃　一八六七　一七
一〇一七　〃　一八七〇　一七
一〇一八　〃　一八七三　一七
一〇一九　〃　一八七六　一七
一〇二〇　〃　一八七九　一七
一〇二一　〃　一八八二　一七
一〇二二　〃　一八八五　一七
一〇二三　〃　一八八八　一七
一〇二四　〃　一八九一　一七
一〇二五　〃　一八九四　一七
一〇二六　〃　一八九七　一七
一〇二七　〃　一九〇〇　一七
一〇二八　〃　一九〇三　一七
一〇二九　〃　一九〇六　一七
一〇三〇　〃　一九〇九　一七
一〇三一　〃　一九一二　一七
一〇三二　〃　一九一五　一七
一〇三三　〃　一九一八　一七
一〇三四　〃　一九二一　一七
一〇三五　〃　一九二四　一七
一〇三六　〃　一九二七　一七
一〇三七　〃　一九三〇　一七
一〇三八　〃　一九三三　一七
一〇三九　〃　一九三六　一七
一〇四〇　〃　一九三九　一七
一〇四一　〃　一九四二　一七
一〇四二　〃　一九四五　一七
一〇四三　〃　一九四八　一七
一〇四四　〃　一九五一　一七
一〇四五　〃　一九五四　一七
一〇四六　〃　一九五七　一七
一〇四七　〃　一九六〇　一七
一〇四八　〃　一九六三　一七
一〇四九　〃　一九六六　一七
一〇五〇　〃　一九六九　一七
一〇五一　〃　一九七二　一七
一〇五二　〃　一九七五　一七
一〇五三　〃　一九七八　一七
一〇五四　〃　一九八一　一七
一〇五五　〃　一九八四　一七
一〇五六　〃　一九八七　一七
一〇五七　〃　一九九〇　一七
一〇五八　〃　一九九三　一七
一〇五九　〃　一九九六　一七
一〇六〇　〃　一九九九　一七
一〇六一　〃　二〇〇二　一七
一〇六二　〃　二〇〇五　一七
一〇六三　〃　二〇〇八　一七
一〇六四　〃　二〇一一　一七
一〇六五　〃　二〇一四　一七
一〇六六　〃　二〇一七　一七
一〇六七　〃　二〇二〇　一七
一〇六八　〃　二〇二三　一七
一〇六九　〃　二〇二六　一七
一〇七〇　〃　二〇二九　一七
一〇七一　〃　二〇三二　一七
一〇七二　〃　二〇三五　一七
一〇七三　〃　二〇三八　一七
一〇七四　〃　二〇四一　一七
一〇七五　〃　二〇四四　一七
一〇七六　〃　二〇四七　一七
一〇七七　〃　二〇五〇　一七
一〇七八　〃　二〇五三　一七
一〇七九　〃　二〇五六　一七
一〇八〇　〃　二〇五九　一七
一〇八一　〃　二〇六二　一七
一〇八二　〃　二〇六五　一七
一〇八三　〃　二〇六八　一七
一〇八四　〃　二〇七一　一七
一〇八五　〃　二〇七四　一七
一〇八六　〃　二〇七七　一七
一〇八七　〃　二〇八〇　一七
一〇八八　〃　二〇八三　一七
一〇八九　〃　二〇八六　一七
一〇九〇　〃　二〇八九　一七
一〇九一　〃　二〇九二　一七
一〇九二　〃　二〇九五　一七
一〇九三　〃　二〇九八　一七
一〇九四　〃　二一〇一　一七
一〇九五　〃　二一〇四　一七
一〇九六　〃　二一〇七　一七
一〇九七　〃　二一一〇　一七
一〇九八　〃　二一一三　一七
一〇九九　〃　二一一六　一七
一一〇〇　〃　二一一九　一七
一一〇一　〃　二一二二　一七
一一〇二　〃　二一二五　一七
一一〇三　〃　二一二八　一七
一一〇四　〃　二一三一　一七
一一〇五　〃　二一三四　一七
一一〇六　〃　二一三七　一七
一一〇七　〃　二一四〇　一七
一一〇八　〃　二一四三　一七
一一〇九　〃　二一四六　一七
一一一〇　〃　二一四九　一七
一一一一　〃　二一五二　一七
一一一二　〃　二一五五　一七
一一一三　〃　二一五八　一七
一一一四　〃　二一六一　一七
一一一五　〃　二一六四　一七
一一一六　〃　二一六七　一七
一一一七　〃　二一七〇　一七
一一一八　〃　二一七三　一七
一一一九　〃　二一七六　一七
一一二〇　〃　二一七九　一七
一一二一　〃　二一八二　一七
一一二二　〃　二一八五　一七
一一二三　〃　二一八八　一七
一一二四　〃　二一九一　一七
一一二五　〃　二一九四　一七
一一二六　〃　二一九七　一七
一一二七　〃　二二〇〇　一七
一一二八　〃　二二〇三　一七
一一二九　〃　二二〇六　一七
一一三〇　〃　二二〇九　一七
一一三一　〃　二二一二　一七
一一三二　〃　二二一五　一七
一一三三　〃　二二一八　一七
一一三四　〃　二二二一　一七
一一三五　〃　二二二四　一七
一一三六　〃　二二二七　一七
一一三七　〃　二二三〇　一七
一一三八　〃　二二三三　一七
一一三九　〃　二二三六　一七
一一四〇　〃　二二三九　一七
一一四一　〃　二二四二　一七
一一四二　〃　二二四五　一七
一一四三　〃　二二四八　一七
一一四四　〃　二二五一　一七
一一四五　〃　二二五四　一七
一一四六　〃　二二五七　一七
一一四七　〃　二二六〇　一七
一一四八　〃　二二六三　一七
一一四九　〃　二二六六　一七
一一五〇　〃　二二六九　一七
一一五一　〃　二二七二　一七
一一五二　〃　二二七五　一七
一一五三　〃　二二七八　一七
一一五四　〃　二二八一　一七
一一五五　〃　二二八四　一七
一一五六　〃　二二八七　一七
一一五七　〃　二二九〇　一七
一一五八　〃　二二九三　一七
一一五九　〃　二二九六　一七
一一六〇　〃　二二九九　一七
一一六一　〃　二三〇二　一七
一一六二　〃　二三〇五　一七
一一六三　〃　二三〇八　一七
一一六四　〃　二三一一　一七
一一六五　〃　二三一四　一七
一一六六　〃　二三一七　一七
一一六七　〃　二三二〇　一七
一一六八　〃　二三二三　一七
一一六九　〃　二三二六　一七
一一七〇　〃　二三二九　一七
一一七一　〃　二三三二　一七
一一七二　〃　二三三五　一七
一一七三　〃　二三三八　一七
一一七四　〃　二三四一　一七
一一七五　〃　二三四四　一七
一一七六　〃　二三四七　一七
一一七七　〃　二三五〇　一七
一一七八　〃　二三五三　一七
一一七九　〃　二三五六　一七
一一八〇　〃　二三五九　一七
一一八一　〃　二三六二　一七
一一八二　〃　二三六五　一七
一一八三　〃　二三六八　一七
一一八四　〃　二三七一　一七
一一八五　〃　二三七四　一七
一一八六　〃　二三七七　一七
一一八七　〃　二三八〇　一七
一一八八　〃　二三八三　一七
一一八九　〃　二三八六　一七
一一九〇　〃　二三八九　一七
一一九一　〃　二三九二　一七
一一九二　〃　二三九五　一七
一一九三　〃　二三九八　一七
一一九四　〃　二四〇一　一七
一一九五　〃　二四〇四　一七
一一九六　〃　二四〇七　一七
一一九七　〃　二四一〇　一七
一一九八　〃　二四一三　一七
一一九九　〃　二四一六　一七
一二〇〇　〃　二四一九　一七
一二〇一　〃　二四二二　一七
一二〇二　〃　二四二五　一七
一二〇三　〃　二四二八　一七
一二〇四　〃　二四三一　一七
一二〇五　〃　二四三四　一七
一二〇六　〃　二四三七　一七
一二〇七　〃　二四四〇　一七
一二〇八　〃　二四四三　一七
一二〇九　〃　二四四六　一七
一二一〇　〃　二四四九　一七
一二一一　〃　二四五二　一七
一二一二　〃　二四五五　一七
一二一三　〃　二四五八　一七
一二一四　〃　二四六一　一七
一二一五　〃　二四六四　一七
一二一六　〃　二四六七　一七
一二一七　〃　二四七〇　一七
一二

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

二三	〃	〇三重県公安委員会 特定抗争指定暴力団等に係る公示事項の一部に変更があったことの告示	二〇 七
三五			五 六
三六	〃	〇滋賀県公安委員会 特定抗争指定暴力団等に係る公示事項の一部に変更があったことの告示	二〇 七
一四三			二〇 七
二一〇		〇京都府公安委員会 特定抗争指定暴力団等に係る公示事項の一部に変更があったことの告示	二〇 七
二一八			五 六
二一七		〇大阪府公安委員会 特定抗争指定暴力団等に係る公示事項の一部に変更があったことの告示	二〇 七
二八九			二〇 七
三〇三		〇兵庫県公安委員会 特定抗争指定暴力団等に係る公示事項の一部に変更があったことの告示	五 七
一六一			五 七
三〇八		〇岡山県公安委員会 特定抗争指定暴力団等に係る公示事項の一部に変更があったことの告示	二〇 八
四五			二五 九
一二一		〇山口県公安委員会 特定危険指定暴力団等に係る公示事項の一部に変更があったことの告示	二五 九
		〇福岡県公安委員会 特定危険指定暴力団等に係る公示事項の一部に変更があったことの告示	二五 九
		〇宮崎県公安委員会 特定抗争指定暴力団等に係る公示事項の一部に変更があったことの告示	五 七